

## 技能実習法に係る関東地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 27 日

(改正 令和元年 6 月 26 日)

(改正 令和 3 年 7 月 20 日)

(改正 令和 4 年 7 月 21 日)

(改正 令和 5 年 6 月 28 日)

## 1 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る関東地区地域協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県（以下「関東地区」という。）の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

## 2 取組事項等

協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、都県、機構との連携の確保及び強化

## 3 組織

- (1) 協議会は、関東地区を管轄する労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都県、警視庁及び県警察本部、機構及びその地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

#### 4 会議の開催等

- (1) 協議会は、毎年6月頃に、東京都で開催する。また、必要に応じて、臨時に協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 協議会は非公開とするが、開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないとして協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

#### 5 事務局等

- (1) 協議会の事務局は、東京労働局が担当する。
- (2) その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

別表 関東地区地域協議会構成員

都道府県労働局	地方出入国在留管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構 地方事務所
茨城労働局労働基準部監督課長 茨城労働局職業安定部訓練課長 栃木労働局労働基準部監督課長 栃木労働局職業安定部訓練課長 群馬労働局労働基準部監督課長 群馬労働局職業安定部訓練課長 埼玉労働局労働基準部監督課長 埼玉労働局職業安定部訓練課長 千葉労働局労働基準部監督課長 千葉労働局職業安定部訓練課長 東京労働局労働基準部監督課長 東京労働局職業安定部訓練課長 東京労働局雇用環境・均等部指導課長 神奈川労働局労働基準部監督課長 神奈川労働局職業安定部訓練課長 新潟労働局労働基準部監督課長 新潟労働局職業安定部訓練課長 山梨労働局労働基準部監督課長 山梨労働局職業安定部訓練課長	東京出入国在留管理局研修・短期滞在審査部門 首席審査官	関東農政局経営・事業支援部 経営支援課長  北陸農政局経営・事業支援部 経営支援課長	関東経済産業局地域経済部社会・人材政策課長	関東地方整備局建設部建設産業第一課長  北陸地方整備局建設部計画・建設産業課長	関東運輸局自動車技術安全部整備課長  北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課長  関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官	茨城県警察本部生活環境課長 栃木県警察本部生活環境課長 群馬県警察本部生活環境課長 埼玉県警察本部保安課長 千葉県警察本部風俗保安課長 警視庁保安課長 神奈川県警察本部生活保安課長 新潟県警察本部生活保安課長 山梨県警察本部生活安全捜査課長 長野県警察本部生活環境課長  茨城県産業戦略部労働政策課長  栃木県産業労働観光部労働政策課長 群馬県産業経済部労働政策課長 埼玉県産業労働部産業人材育成課長  千葉県商工労働部産業人材課長	東京事務所長  水戸支所長  長野支所長

長野労働局労働基準部監督課長 長野労働局職業安定部訓練課長						東京都産業労働局雇用就業部能力 開発課長 神奈川県産業労働局労働部産業人 材課長 新潟県産業労働部雇用能力開発課 長 山梨県産業労働部労政人材育成課 長 長野県産業労働部労働雇用課長	
----------------------------------	--	--	--	--	--	---	--



# 外国人技能実習制度 の現状、課題等について

令和5年6月  
厚生労働省 労働局(関東地区)

# 1. 技能実習制度の現状

# 日本で就労する外国人のカテゴリー（総数182.3万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

## ① 就労目的で在留が認められる者 約48.0万人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

## ② 身分に基づき在留する者 約59.5万人

（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」（主に日系人）が含まれる）

- これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

## ③ 技能実習 約34.3万人

- 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。

## ④ 特定活動 約7.3万人

（経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる）

- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

## ⑤ 資格外活動（留学生のアルバイト等） 約33.1万人

- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注） 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

# 日本で就労する外国人のカテゴリー（関東地区都県別状況）

都・県	外国人労働者数 (全国計における構成比)		①専門的・ 技術的分野 (全国計における構成比)		②身分に基づく 在留資格 (全国計における構成比)		③技能実習 (全国計における構成比)		④特定活動 (全国計における構成比)		⑤資格外活動 (全国計における構成比)		⑥不明
茨城	48,392	(2.7)	10,308	(2.1)	16,487	(2.8)	14,886	(4.3)	2,692	(3.7)	4,019	(1.2)	0
栃木	29,826	(1.6)	5,869	(1.2)	12,983	(2.2)	7,134	(2.1)	1,645	(2.2)	2,195	(0.7)	0
群馬	45,112	(2.5)	7,334	(1.5)	20,629	(3.5)	9,570	(2.8)	2,900	(4.0)	4,679	(1.4)	0
埼玉	92,936	(5.1)	19,200	(4.0)	34,488	(5.8)	15,372	(4.5)	4,167	(5.7)	19,709	(6.0)	0
千葉	69,106	(3.8)	16,561	(3.5)	23,351	(3.9)	13,418	(3.9)	3,148	(4.3)	12,628	(3.8)	0
東京	500,089	(27.4)	183,694	(38.3)	141,989	(23.9)	21,912	(6.4)	19,662	(26.8)	132,822	(40.1)	10
神奈川	105,973	(5.8)	29,698	(6.2)	44,832	(7.5)	13,191	(3.8)	3,996	(5.4)	14,251	(4.3)	5
新潟	10,705	(0.6)	2,252	(0.5)	2,958	(0.5)	3,647	(1.1)	393	(0.5)	1,455	(0.4)	0
山梨	10,433	(0.6)	2,216	(0.5)	4,931	(0.8)	2,121	(0.6)	281	(0.4)	884	(0.3)	0
長野	22,387	(1.2)	4,189	(0.9)	10,208	(1.7)	5,821	(1.7)	1,287	(1.8)	882	(0.3)	0
関東計	934,959	(51.3)	281,321	(58.6)	312,856	(52.6)	107,072	(31.2)	40,171	(54.8)	193,524	(58.5)	15
全国	1,822,725	(100.0)	479,949	(100.0)	595,207	(100.0)	343,254	(100.0)	73,363	(100.0)	33,0910	(100.0)	42

※外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）による

## 技能実習 対前年増減状況

	全国	関東計	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野
令和4年10月末現在	343,254	107,072	14,886	7,134	9,570	15,372	13,418	21,912	13,191	3,647	2,121	5,821
前年同期比 (%)	▲2.4	1.4	3.7	▲1.3	1.6	▲0.2	▲3.8	4.2	2.3	▲3.5	12.8	2.5
令和3年10月末現在	351,788	105,619	14,351	7,227	9,416	15,404	13,952	21,032	12,900	3,778	1,880	5,679
前年同期比 (%)	▲12.6	▲10.7	▲6.1	▲13.0	▲8.0	▲15.7	▲11.4	▲8.1	▲8.2	▲13.3	▲5.6	▲19.8
令和2年10月末現在	402,356	118,220	15,290	8,303	10,234	18,272	15,750	22,897	14,046	4,357	1,991	7,080

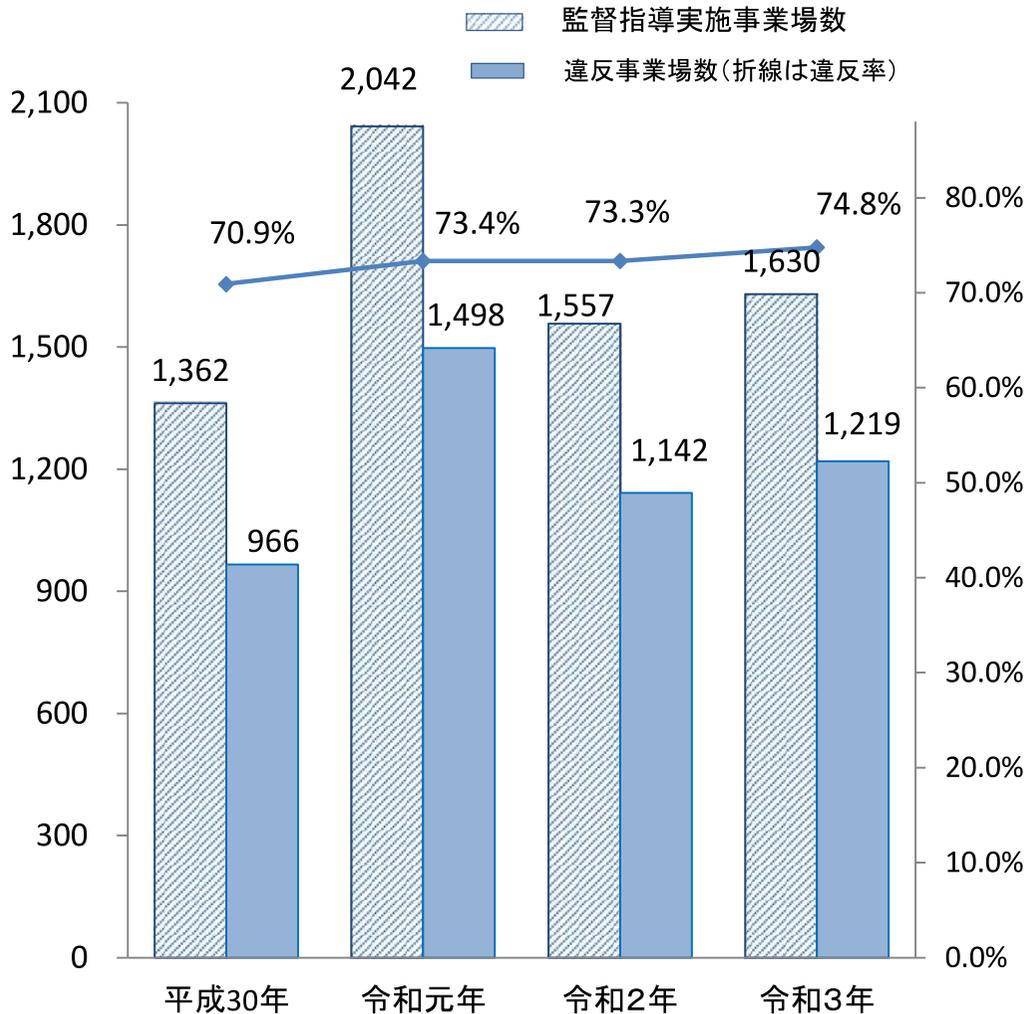
※外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）による

## 2.外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況(令和3年)

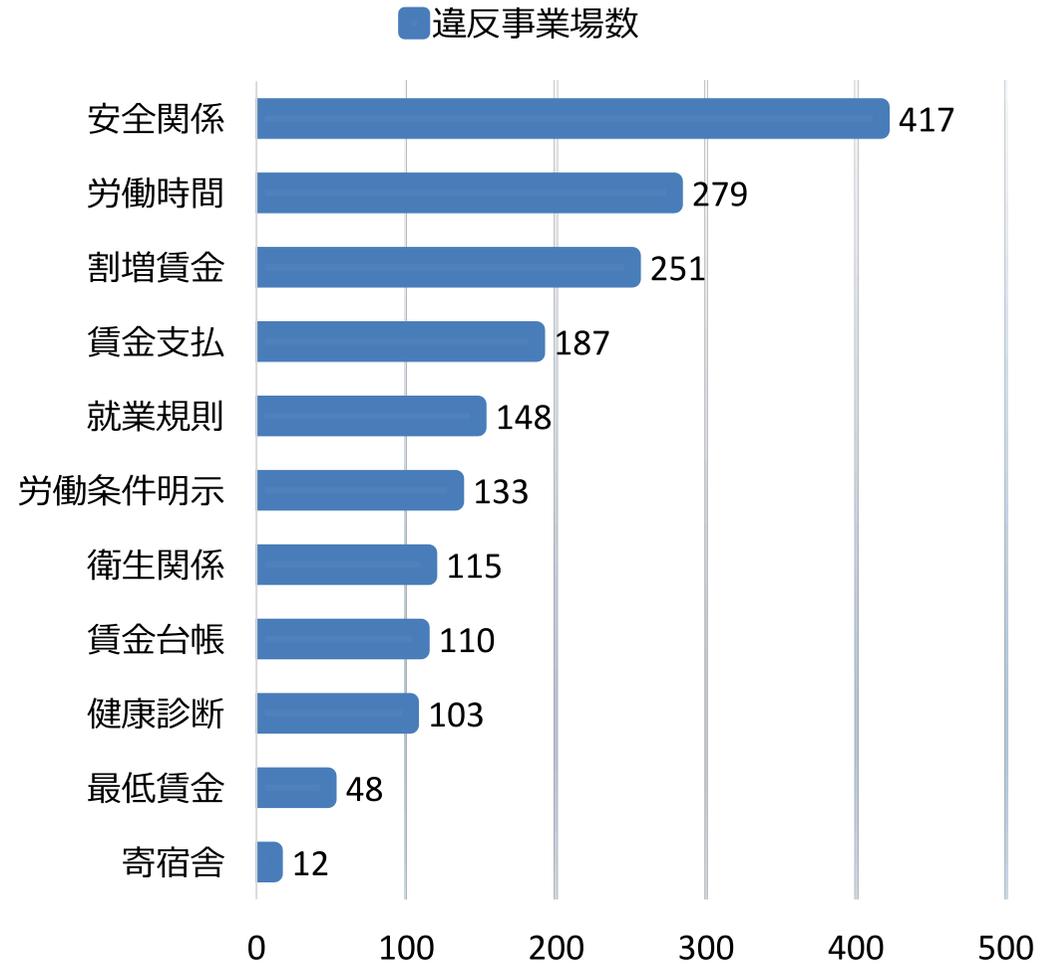
# 1 監督指導状況

(1) 関東地区の労働基準監督機関において、実習実施者に対して1,630件の監督指導を実施し、その74.8%に当たる1,219件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①安全関係（25.6%）、②労働時間（17.1%）、③割増賃金（15.4%）の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

## 事例 情報を契機に監督指導を実施し、割増賃金の不払等について指導

### 概要

- 衣服の縫製を営む事業場において、長時間労働や割増賃金不払の情報が寄せられたことから立入調査を実施した。
- この結果、技能実習生の時間外労働について、1時間当たり600円程度の賃金しか支払われていないことが認められた。
- また、1か月当たり60時間を超える時間外労働に対しては5割以上の割増率で割増賃金を支払うことが労働契約で定められていたが、その契約も履行されていなかったことが認められた。
- さらに、技能実習生について、1か月100時間を超える違法な時間外労働（最長116時間）や、2ないし6か月の平均が1か月80時間を超える時間外労働も認められた。

### 労基署の対応

- 1 時間外労働に対して2割5分以上の率で計算された割増賃金が支払われていなかったことについて、是正勧告した。  
指導事項 → 労働基準法第37条第1項（割増賃金）
- 2 月60時間超の時間外労働に対して5割以上の率で計算した割増賃金を支払うという労働契約の不履行（賃金の一部不払い）について、是正勧告した。  
指導事項 → 労働基準法第24条第1項（賃金の支払）
- 3 時間外労働に関する協定で定める延長時間を超えて労働させていたこと、また、時間外労働及び休日労働の合計が1か月で100時間を超え、2ないし6か月の平均で1か月当たり80時間を超えていたことについて、是正勧告した。  
また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。  
指導事項 → 労働基準法第32条第1項・第2項（労働時間）  
労働基準法第36条第6項第2号・第3号（時間外及び休日の労働）  
長時間労働の削減

### 指導後の会社の取組果

- 不足していた割増賃金を遡って支払った。
- 労働時間管理を厳格に行うようにし、長時間労働の削減を図った。

## 技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(平成30年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
<b>監督指導実施 事業場数</b>	163	122	156	120	194	202	131	83	50	141	1362	
<b>違反事業 場数</b>	103	88	115	79	160	134	97	59	30	101	966	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	13	6	8	7	13	20	12	3	3	9	94
	同法第24条 (賃金の支払)	7	4	14	6	7	26	12	6	4	12	98
	同法第32,40条 (労働時間)	43	39	45	31	62	40	31	16	9	45	361
	同法第37条 (割増賃金)	21	13	23	13	26	45	19	9	9	22	200
	同法第89条 (就業規則)	15	14	16	12	23	12	10	6	3	9	120
	同法第108条 (賃金台帳)	8	8	6	6	12	26	11	3	2	8	90
	同法第96条 (寄宿舎関係)	0	1	1	4	1	1	6	5	1	0	20
	労働安全衛生法 (第20～25条)	54	33	57	21	80	40	34	31	11	43	404
	安全関係	38	22	39	15	67	36	25	23	7	28	300
	衛生関係	16	11	18	6	13	4	9	8	4	15	104
	最低賃金法第4条	1	3	0	3	0	1	3	0	0	2	13
健康診断	8	8	14	6	13	6	6	3	4	8	76	

## 技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(令和元年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
<b>監督指導実施 事業場数</b>	244	160	214	270	324	259	212	94	65	200	2042	
<b>違反事業 場数</b>	174	112	136	211	253	205	161	71	49	126	1498	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	20	7	26	37	39	23	23	4	6	16	201
	同法第24条 (賃金の支払)	33	14	21	69	42	52	35	11	11	11	299
	同法第32,40条 (労働時間)	50	34	46	72	75	62	58	15	27	30	469
	同法第37条 (割増賃金)	34	20	35	71	53	63	45	13	22	27	383
	同法第89条 (就業規則)	17	12	23	33	34	38	30	9	7	23	226
	同法第108条 (賃金台帳)	46	18	22	98	75	71	32	6	10	17	395
	同法第96条 (寄宿舎関係)	0	1	2	9	0	0	0	9	1	0	22
	労働安全衛生法 (第20～25条)	58	41	43	35	82	61	44	31	19	70	484
	安全関係	36	28	23	24	67	51	35	23	14	53	354
	衛生関係	22	13	20	11	15	10	9	8	5	17	130
	最低賃金法第4条	13	8	12	29	26	20	18	4	1	6	137
健康診断	21	13	18	17	11	42	19	2	6	11	160	

## 技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(令和2年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
<b>監督指導実施事業場数</b>	140	110	182	192	210	169	150	112	56	236	1557	
<b>違反事業場数</b>	111	74	126	150	154	138	110	83	39	157	1142	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	10	3	19	25	14	13	10	7	4	12	117
	同法第24条 (賃金の支払)	9	3	26	32	22	30	13	12	7	34	188
	同法第32,40条 (労働時間)	30	20	27	49	45	34	35	18	13	24	295
	同法第37条 (割増賃金)	27	11	14	43	27	43	25	13	4	31	238
	同法第89条 (就業規則)	15	7	16	25	20	19	21	13	7	13	156
	同法第108条 (賃金台帳)	9	4	12	21	18	21	8	3	4	6	106
	同法第96条 (寄宿舎関係)	1	0	0	1	0	1	0	4	0	2	9
	労働安全衛生法 (第20～25条)	54	35	57	66	73	38	49	41	19	72	504
	安全関係	43	28	40	49	61	37	43	31	15	50	397
	衛生関係	11	7	17	17	12	1	6	10	4	22	107
	最低賃金法第4条	2	1	11	17	15	9	6	1	1	6	69
健康診断	11	11	9	15	16	11	10	6	1	19	109	

## 技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

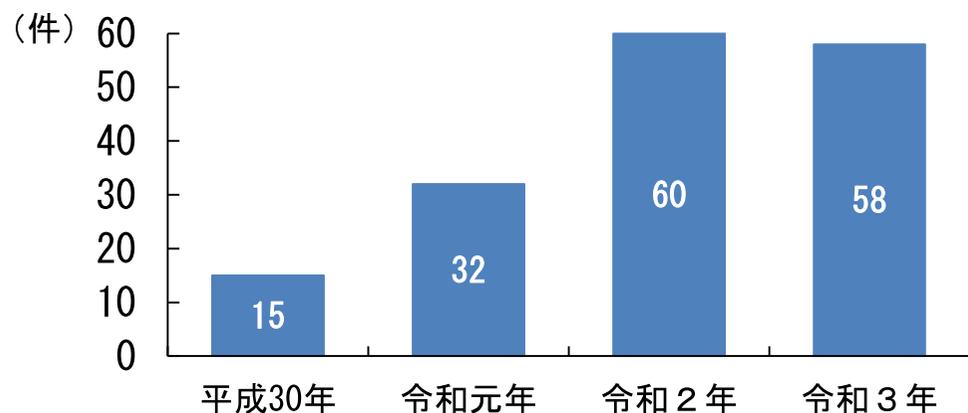
(関東地区)

(令和3年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
<b>監督指導実施事業場数</b>	164	105	197	143	135	178	163	170	86	289	1630	
<b>違反事業場数</b>	125	77	145	115	110	122	122	129	69	205	1219	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	12	3	17	14	7	16	16	19	8	21	133
	同法第24条 (賃金の支払)	19	1	18	23	15	23	15	25	4	44	187
	同法第32,40条 (労働時間)	23	20	25	29	31	24	33	38	13	43	279
	同法第37条 (割増賃金)	15	10	26	37	21	26	25	39	11	41	251
	同法第89条 (就業規則)	10	9	31	9	15	11	19	19	6	19	148
	同法第108条 (賃金台帳)	8	2	17	12	12	18	9	13	6	13	110
	同法第96条 (寄宿舎関係)	1	1	1	4	0	0	1	4	0	0	12
	労働安全衛生法 (第20～25条)	64	37	49	49	47	51	56	55	33	89	530
	安全関係	58	24	38	38	39	42	48	39	24	67	417
	衛生関係	8	13	11	11	8	9	8	16	9	22	115
	最低賃金法第4条	8	1	3	9	5	7	5	4	2	4	48
健康診断	9	5	10	15	8	7	9	14	5	21	103	

## 2 申告状況

- (1) 技能実習生から関東地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は58件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(51件)、②解雇手続きの不備(9件)、③支払われる賃金額が最低賃金額未満(5件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているの  
で、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

賃金・割増賃金の不払  
(労働基準法第24条、第37条等)

51

解雇手続きの不備  
(労働基準法第20条)

9

最低賃金額未満  
(最低賃金法第4条)

5

- (3) 申告事例には、以下のようなものがあった。

### 事例

「事業場都合の休業に対し休業手当が支払われない」  
との申告があったもの

### 概要

- 令和2年11月から4か月間、「仕事がない」などと言われ、休業させられたにもかかわらず、休業手当が支払われない旨の申告がなされた。
- 調査の結果、所定労働日に、会社都合で休業させ、休業手当を支払っていない状況が認められた。

### 労基署の対応

- 使用者の責に帰すべき事由による休業は、平均賃金の6割以上の手当を支払わなければならないことについて是正勧告した。

### 違反条文

労働基準法第26条(休業手当)

### 指導後の会社の取組果

- 申告した技能実習生に対して、支払われていなかった休業手当約17万円が支払われた。

### 技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(平成30年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	3	3	0	0
栃 木	2	2	0	1
群 馬	0	0	0	0
埼 玉	1	1	1	0
千 葉	2	2	0	0
東 京	2	2	0	0
神 奈 川	3	3	1	0
新 潟	2	2	0	2
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	15	15	2	3

### 技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(令和元年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	5	4	2	1
栃 木	3	2	1	0
群 馬	10	10	0	3
埼 玉	3	3	0	1
千 葉	6	6	1	0
東 京	2	2	0	0
神 奈 川	3	2	1	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	32	29	5	5

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(令和2年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	6	6	0	0
栃 木	3	3	0	0
群 馬	11	11	0	0
埼 玉	12	11	1	1
千 葉	11	11	0	0
東 京	9	6	3	1
神 奈 川	3	3	1	1
新 潟	0	0	0	0
山 梨	1	0	0	0
長 野	4	2	0	0
合 計	60	53	5	3

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

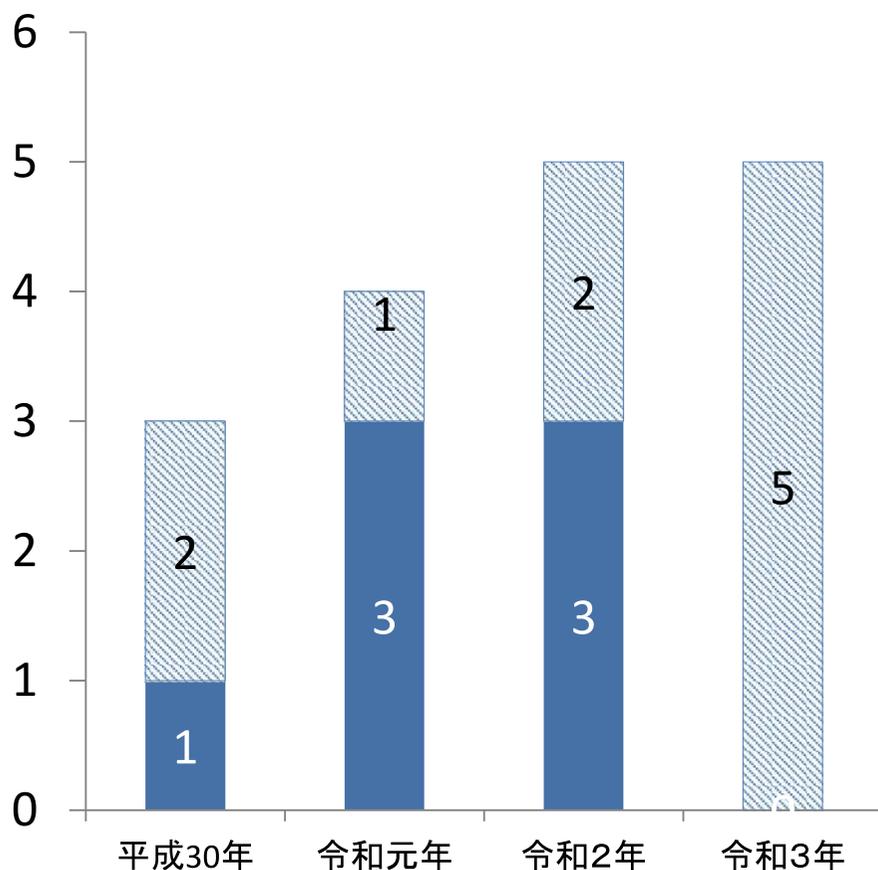
(令和3年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	7	7	0	3
栃 木	3	3	1	1
群 馬	5	4	1	0
埼 玉	11	11	2	0
千 葉	7	6	2	0
東 京	13	12	2	1
神 奈 川	4	3	1	0
新 潟	6	4	0	0
山 梨	1	1	0	0
長 野	1	0	0	0
合 計	58	51	9	5

### 3 送検状況

(1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、関東地域の労働基準監督機関が送検した件数は5件であった。

■ 労働基準法・最低賃金法違反    ▨ 労働安全衛生法違反



(2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

#### 事例 1

技能実習生の作業内容を変更した際に必要な教育を行わなかった疑いで送検

#### 捜査経過等

- 農業を営む事業場において、技能実習生が業務で自動車を運転して作業場まで同僚と共に移動中に前方車両を追い越そうと対向車線に出たところ、対向車と正面衝突し、同人が死亡、その他に5名が負傷する交通労働災害が発生した。
- 事業主が当該技能実習生の作業内容を変更した際、必要な安全教育を行わなかった疑いが認められた。

#### 被疑事実

- 事業主について  
当該技能実習生の作業内容を変更（自動車運転の業務を追加）した際、必要な安全教育を行わなかったこと。

#### 違反条文

労働安全衛生法第59条第1項（安全衛生教育）  
労働安全衛生法施行規則第35条第1項  
（雇入れ時等の教育）

## 事例 2

是正勧告を受けた後も、防じんマスク未着用でのアーク溶接作業を行わせた疑いで送検（令和2年の事例）

### 捜査経過等

- 仮設資材の補修・整備を行う工場に対し、労基署が立入調査を行ったところ、半自動アーク溶接機を用いて足場材などの補修作業を行う技能実習生に対して、適切な呼吸用保護具（防じんマスク）を使用させていなかったことが認められたため、是正勧告を行った。
- 後日、これに対して「もうアーク溶接作業は行わせていない」旨の報告がなされた。しかしながら、再々度事実確認のため監督を実施したところ同様の状態のままであることが認められた。

### 被疑事実

- 実習実施者（法人）及び法人役員について技能実習生にアーク溶接機を使用して作業を行わせるにあたって、同人らに有効な呼吸用保護具を使用させていなかったこと。

#### 違反条文

労働安全衛生法第22条第1号  
（事業者が講ずべき措置）  
粉じん障害防止規則第27条第1項  
（呼吸用保護具の使用）

## 事例 3

申告を端緒に捜査に着手し、技能実習生4名に対する賃金不払いの疑いで送検（令和5年の事例）

### 捜査経過等

- 技能実習生4名から、農産物の生産・加工等を行う事業場において、約2か月分の賃金総額約200万円が支払われないとの申告がなされた。
- 労基署の立入調査の結果、違反が確認されたため、是正勧告を行ったが、是正がされなかった。

### 被疑事実

- 実習実施者（法人）及び事業主について最低賃金額以上の賃金を支払っていなかったこと。

#### 違反条文

最低賃金法第4条第1項違反  
（最低賃金以上の賃金の支払い）

# 技能実習生に係る送検件数(平成30年～令和3年)

局	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法
茨城	1	0	0	0	1	1	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	1	0	0	1
千葉	0	1	0	1	1	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	2
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	1
長野	0	1	3	0	0	1	0	1
合計	1	2	3	1	3	2	0	5

## 4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

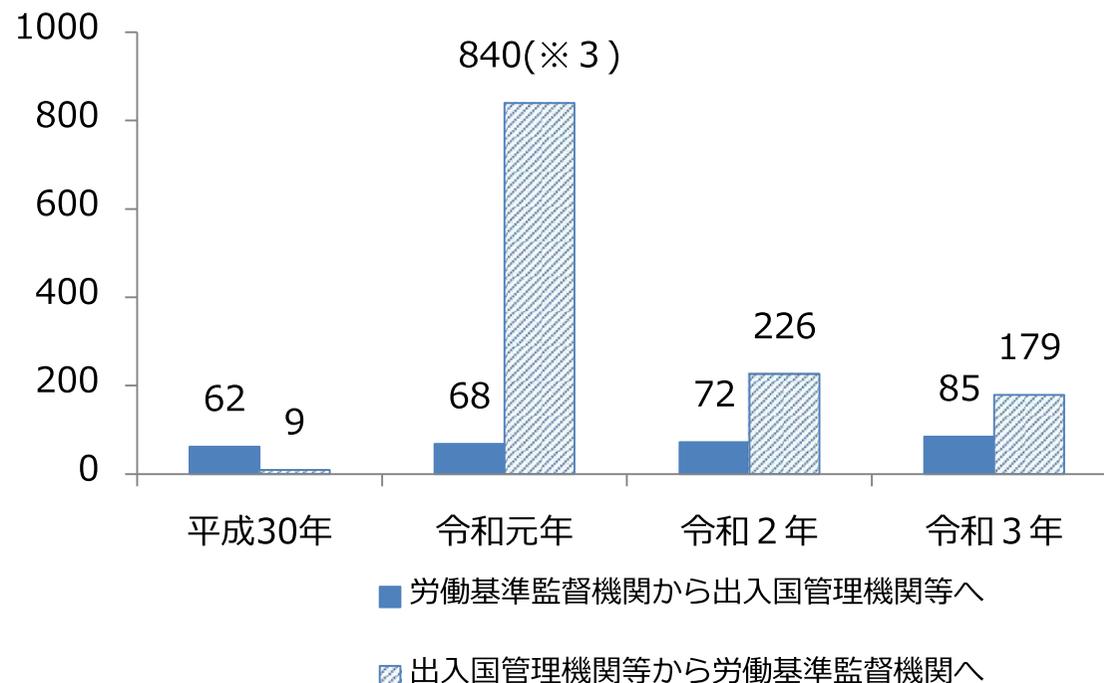
(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報している。

(2) 関東地区で労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※1）した件数は85件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は179件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案  
出入国管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※3 令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。



(3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

(4) 監督等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。

# 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報件数(平成30年～令和3年)

(関東地区)

上段が労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報件数

下段が出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報件数

局	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
茨 城	13	7	11	20
	0	139	11	9
栃 木	1	2	3	4
	0	47	8	4
群 馬	9	1	1	8
	5	54	7	9
埼 玉	4	6	10	9
	1	147	17	13
千 葉	12	13	18	12
	1	179	15	8
東 京	12	24	19	21
	2	110	18	7
神奈川	3	4	3	4
	0	70	20	5
新 潟	4	2	2	4
	0	19	35	35
山 梨	2	1	3	3
	0	17	1	0
長 野	2	8	2	0
	0	58	94	89
合 計	62	68	72	85
	9	840	226	179

# 3. 労働局の取組



# 外国人労働者相談コーナー

## 一部移転のお知らせ

東京労働局（千代田区九段南）で受け付けている外国語による労働条件などの相談コーナーを、令和4年4月1日より外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）に移転しました。（新宿労働基準監督署・品川労働基準監督署の相談コーナーは変更ありません。）



☎03-5361-8728  
(令和4年4月1日～)

相談時間  
9:30-16:30(12:00-13:00除く)

アクセス  
JR中央線/有楽町線 四ツ谷駅 徒歩1分  
東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 徒歩1分  
東京メトロ南北線 四ツ谷駅 徒歩3分

東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F  
外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）内

相談内容 賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等  
窓口で相談に来られる際は、事前に予約願います。

### 対応言語・開設日

英語	月	火	水	木	金
中国語	月	火	水	木	金
タガログ語	月	火	水		金
ベトナム語		火		木	金
ネパール語	月	火	水	木	
モンゴル語					金
カンボジア語 (クメール語)			水		

新宿労働基準監督署・品川労働基準監督署の対応言語・開設日は裏面をご覧ください。

厚生労働省においても「外国人労働者向け相談ダイヤル」「労働条件相談ほっとライン」で労働条件に関する問題について法令の説明や関係機関の紹介等を行います。詳細はこちら↓↓↓



### 新宿労働基準監督署・品川労働基準監督署の外国人労働者相談コーナーのご案内

相談内容 賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等

相談時間 9:30-16:30(12:00-13:00除く)

窓口で相談に来られる際は、事前に予約願います。

### 新宿労働基準監督署

英語	月	火			
中国語		火		木	金
ミャンマー語	月				
韓国語				木	金
タイ語			水		
インドネシア語			水		

〒169-0073  
新宿区百人町4-4-1  
新宿労働総合庁舎4F

☎03-5338-5582

アクセス  
JR線 高田馬場駅 山手線 徒歩5分  
西武線 高田馬場駅 山手線 徒歩7分  
東西線 高田馬場駅 徒歩10分

### 品川労働基準監督署

中国語			水		金
タガログ語	月			木	

〒141-0021  
品川区上大崎3-13-26

☎03-3440-7556

アクセス  
JR線 目黒駅又は五反田駅 徒歩7分

## 外国人労働者向け相談ダイヤルのご案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは20秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語			0570-001704
タガログ語			0570-001705
ベトナム語			0570-001706
ミャンマー語			0570-001707
ネパール語			0570-001708
韓国語			0570-001709
タイ語			0570-001712
インドネシア語			0570-001715
カンボジア語 (クメール語)			0570-001716
モンゴル語			0570-001718

## 労働条件相談ほっとラインのご案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国各地からでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからもご利用いただけます。「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	○平日(月～金) 午後5時～午後10時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語			0120-531-403
スペイン語			0120-531-404
タガログ語			0120-531-405
ベトナム語			0120-531-406
ミャンマー語			0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語			0120-613-801
タイ語			0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)			0120-613-804
モンゴル語			0120-613-805



ご相談ください！

厚生労働省  
東京労働局  
外国人特別相談・支援室



外国人特別相談・支援室の職員が会社にお伺いして、アドバイス致します！

## 外国人労働者の労務管理等に関する

### 無料 訪問支援の御案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場等に、職員が直接お伺いして相談・支援をさせていただいております。

この訪問支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください！

※ ウェブ会議システム「Microsoft Teams (チームズ)」を利用したりリモートによる訪問支援も可能ですので、ご希望の方は遠慮なく申し付け下さい！

◎こんな御質問・御要望に応じたアドバイスや資料の提供を致します◎

#### 外国人労働者の労務管理全般に関すること

- ・外国人を雇用したいけど、どんなことに気を付けなければならないの？
- ・今の管理方法で問題ないかチェックしたい。

#### 労働基準法等に関すること

- ・外国人にも労働基準法は適用されるの？
- ・労働条件に日本人と差をつけても良い？
- ・外国語で書いた労働条件通知書のモデルがほしい！

#### 外国人雇用特有の問題に関すること

- ・就かせても良い仕事といけない仕事は何を見れば分かるの？
- ・外国人向けの教材や講習機関を紹介してほしい。
- ・他社の好事例を紹介してほしい。

#### このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。

- ・働き方改革関連法のうち労働基準法の改正に関すること
- ・助成金の御案内



訪問支援を御希望の場合は、メールや電話でお申し込みください。

その他、ご不明な点がございましたら、外国人特別相談・支援室担当までお問合せください。

◆MAIL [gaikoku-shien@mhlw.go.jp](mailto:gaikoku-shien@mhlw.go.jp)

◆TEL 03-5361-8728

※メールには以下の内容をご記入ください。

- ①会社名、②住所、③事業の種類、④外国人労働者数、⑤外国人労働者の在留資格、⑥ご担当者名、⑦連絡先(電話番号)、⑧リモートによる訪問支援の希望の有無、⑨希望日(第3希望までご記載ください)、⑩相談・支援を希望する内容



# 第6回技能実習法に係る 関東地区地域協議会資料

令和5年（2023年）6月  
東京出入国在留管理局

## 技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和4年上半期)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 上半期
総数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	3,798
ベトナム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	2,786
中国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	361
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667	367
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	146
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	56
タイ	64	50	34	37	95	82	61	62	74	26
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47	20
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31	18
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1	1
ラオス	-	-	-	-	-	14	16	3	8	3
その他	149	242	178	187	185	54	24	34	16	14

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「バングラデシュ」及び「ラオス」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「バングラデシュ」及び「ラオス」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

技能実習生の職種別失踪者数(令和4年上半期)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	345	
	2	畜産業	58	
		小計	403	
漁業関係	3	漁船業	2	
	4	養殖業	25	
		小計	27	
建設関係	5	土木	12	
	6	建築板金	41	
	7	冷凍空調機器施工	21	
	8	建築器具製作	4	
	9	建築大工	69	
	10	型枠鉄筋施工	246	
	11	鉄筋施工	165	
	12	とび	735	
	13	石材施工	8	
	14	夕イール張り	19	
	15	かわらぶき	7	
	16	左官	70	
	17	配管	82	
	18	熱絶縁施工	25	
	19	内装仕上げ施工	93	
	20	サッシ施工	6	
	21	防水施工	51	
	22	コンクリート圧送施工	22	
	23	ウエルポイント施工	4	
	24	表装	18	
	25	建設機械施工	313	
	26	築炉	5	
			小計	2,016
	食品製造関係	27	缶詰巻加工作業	6
		28	食鳥処理加工	10
		29	加熱性水産加工食品製造	40
30		非加熱性水産加工食品製造	56	
31		水産練り製品製造	9	
32		牛豚食肉処理加工	9	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	8	
34		パン製	19	
35		そう菜製造	109	
36		農産物漬物製造	1	
37	医療・福祉施設給食製造	8		
		小計	275	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	2	
	39	織布運	3	
	40	染	2	
	41	ニット製品製造	6	
	42	たて編ニット生地製造	1	
	43	婦人子供服製	105	
	44	紳士服製	5	
	45	下着類製	7	
	46	寝具製	4	
	47	力一ベットの製	2	
	48	帆布製品製	6	
	49	帆布はく縫	2	
50	座席シート縫製	16		
		小計	161	
機械・金属関係	51	鋳造	13	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカスト	6	
	54	機械加工	32	
	55	金属プレス加工	34	
	56	鉄工	54	
	57	工場板金	21	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2	
	60	仕上	8	
	61	機械検査	12	
	62	機械保全	17	
	63	電気機器組立て	8	
	64	電気機器組立て	13	
	65	プリント配線板製造	1	
		小計	236	
その他	66	家具製	15	
	67	印刷	8	
	68	製本	4	
	69	プラスチック成形	50	
	70	強化プラスチック成形	10	
	71	塗装	155	
	72	溶接	193	
	73	工業包装	82	
	74	紙器・段ボール箱製造	15	
	75	磁器工業品製造	4	
	76	自動車整備	27	
	77	ビルクリーニング	57	
	78	介護	23	
	79	リネンサブライ	10	
	80	コンクリート製品製造	15	
	81	宿泊	2	
	82	RF製	0	
	83	鉄道施設保守整備	0	
	84	ゴム製品製造	0	
85	鉄道車両整備	0		
		小計	670	
社内検定型	86	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	87	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	10	
		合計	3,798	

## 外国人技能実習生の失踪を発生させないために

### 失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

### 失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

**○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。**

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

**○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。**

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

**○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。**

**○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。**

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

### 広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



8か国語での申告・相談が  
電話・メール・手紙で可能

外国人技能実習機構

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます



動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応  
掲載リンク：[https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html)（出入国在留管理庁ウェブサイト）

## もし失踪が発生してしまったら・・・？

## Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

## Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書**を提出する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

## Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
  - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
  - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

## Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

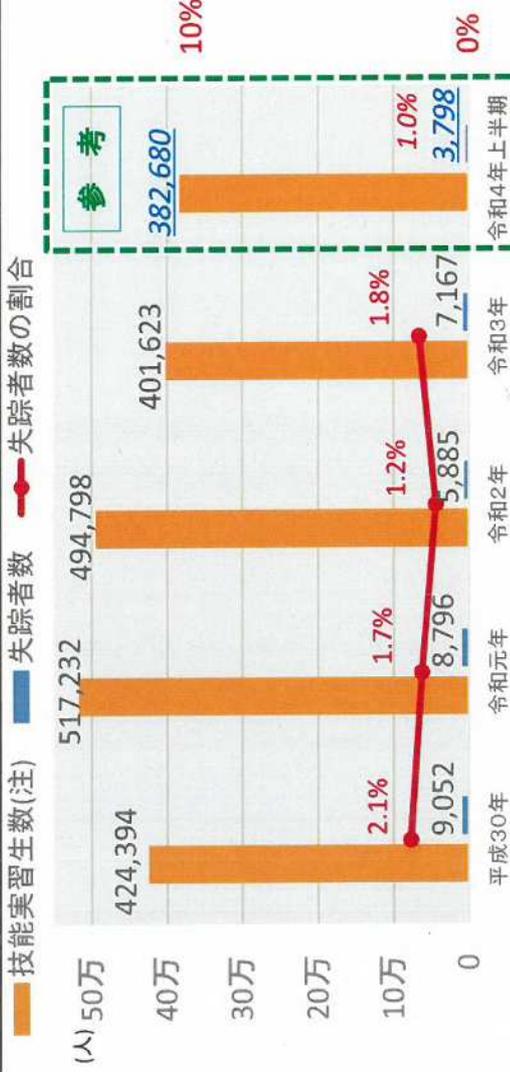
- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、**監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

# 失踪技能実習生を減少させるための施策



## 1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

## 2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
  - ・ 技能実習計画の認定制
  - ・ 監理団体の許可制
  - ・ 定期的な実地検査
  - ・ 母国語相談体制の充実
  - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
  - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
  - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
  - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
  - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

## 3 失踪防止に向けた主な施策

### ① 不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出国・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

### ② 実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

### ③ 失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

### ④ その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

## 技能実習生の支払い費用に関する実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の費用負担に関する実態を把握するため、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

### 1 来日前の費用に関すること

#### (1) 来日前の支払い費用の総額

来日前に母国の送出国又は仲介者（送出国以外）に支払った費用の総額の平均値は、54万2,311円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

支払費用総額 (n=1,369)	ベトナム (n=659)	中国 (n=281)	カンボジア (n=68)	ミャンマー (n=80)	インドネシア (n=242)	フィリピン (n=39)
平均値(円)	688,143	591,777	573,607	287,405	235,343	94,821

#### (2) 送出国に支払った費用

来日前に母国の送出国に何らかの費用を支払っている技能実習生は約85%。支払費用の平均値は、52万1,065円であり、国籍別の状況及び主な内訳別の平均支払額は下表のとおり。

	支払費用総額 (n=1,336…①)	主な内訳別平均支払額 (n=539…②)		
		派遣手数料	事前教育費用	保証金・違約金
ベトナム (①632, ②212)	656,014	320,272	94,302	29,339
中国 (①277, ②127)	578,326	371,629	58,831	5,952
カンボジア (①68, ②26)	571,560	429,788	109,144	14,051
ミャンマー (①80, ②34)	287,405	206,627	44,736	3,124
インドネシア (①242, ②115)	231,412	100,767	60,299	25,479
フィリピン (①37, ②25)	94,191	10,870	37,905	5,783
全体	521,065	269,303	73,663	19,503

#### (3) 仲介者（送出国以外）に支払った費用

来日前に母国の仲介者（送出国以外）に何らかの費用を支払っている技能実習生は約11%であり、支払費用の平均値は、33万5,378円。

#### (4) 来日するための借金

来日前に母国で借金をしている技能実習生は約55%。平均値は54万7,788円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

借金総額 (n=993)	ベトナム (n=618)	カンボジア (n=65)	中国 (n=50)	ミャンマー (n=44)	インドネシア (n=130)	フィリピン (n=86)
平均値(円)	674,480	566,889	528,847	315,561	282,417	153,908

### 2 来日後の給料（来日前に説明を受けたもの）に関すること

- ・ 来日前に説明を受けた給料の平均値は、14万9,146円。
- ・ 実際に受け取った給料について、「期待どおり」又は「期待より多い」と回答した技能実習生が約79%、「期待より少ない」と回答したものは約21%。
- ・ 「期待より少ない」の理由は、「期待したよりも残業や休日出勤が少ない」との回答が約63%、「日本での給料の支払方法（税金や保険などが差し引かれること）を知らなかった」との回答が約33%となった。

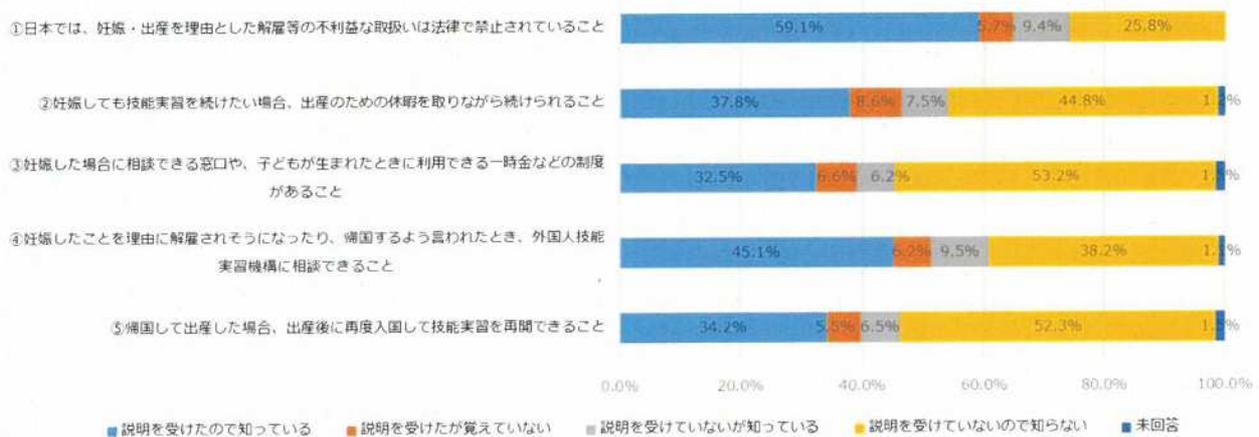
## 技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関する 実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の妊娠・出産に係る取扱いに関する実態を把握するため、外国人技能実習機構による実地検査の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

### 1 妊娠・出産に係る制度の認知・説明状況に関すること

妊娠・出産に係る制度のうち、妊娠・出産を理由とした不利益取扱いの禁止について、監理団体、実習実施者又は送出機関（以下「監理団体等」という。）から説明を受けて知っている者の割合は約60%、外国人技能実習機構に相談できることについては約45%であった。その他、出産のための休暇制度、妊娠に係る相談窓口や出産に生まれたときに利用できる一時金などの制度があることについては、説明を受けて知っている者の割合がいずれも3～4割であった【図1】。

【図1】



### 2 監理団体や実習実施者、送出機関による不適正な取扱いに関すること

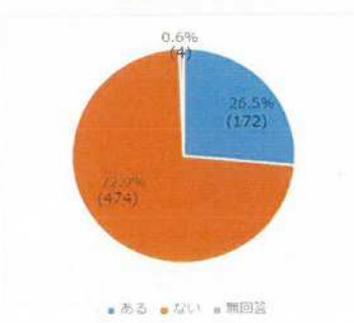
#### (1) 不適正な発言（妊娠したら仕事を辞めてもらう等の発言）

監理団体等から不適正な発言を受けたことがある技能実習生の割合は、26.5%となった【図2】。そのうち、送出機関から言われた者の割合が73.8%と最も高く、監理団体が14.9%、実習実施者が11.3%となっている。

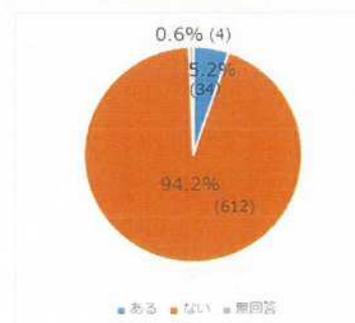
#### (2) 不適正な契約（妊娠したら仕事を辞める等の内容の契約）

監理団体等との間で不適正な内容を含む契約を締結したことがある技能実習生の割合は5.2%となった【図3】。そのうち、送出機関との間で不適正な内容を含む契約をした者の割合が70.3%と最も高く、監理団体が21.6%、実習実施者が8.1%となっている。

【図2】



【図3】



## 妊娠を理由に技能実習を一方向的に終了することはできません ∞

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

## 技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

### <妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

## 技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

## 技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

### 【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

### （※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

## 問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL: 03-3453-8000)

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

(協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所)

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

## 妊娠中の技能実習生のみなさんへ

- ・日本では、妊娠したことで解雇することは法律で禁止しています。
- ・送出機関や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、**あなたに帰国を強制することは許されません。**
- ・解雇されそうになったり帰国するよう言われたら、**外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください。**OTITが支援します。※連絡先は裏面を見てください

## 妊娠したらどうしたらいいの？

- ☑ 妊娠に気付いたら、監理団体の相談窓口や実習実施先の責任者に妊娠したことを伝えましょう。
- ☑ 外国人技能実習機構や、住んでいる場所の相談窓口にも相談できます。  
※連絡先は裏面を見てください
- ☑ 住んでいる市町村の窓口で、妊娠の届出をしましょう。
- ☑ 市町村の窓口で、母子健康手帳と妊婦健康診査の受診券などが貰えるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受診しましょう。

## 妊娠しても働けるの？

- ☑ 日本では、妊娠等を理由に解雇や不利益取扱いをすることは禁止されています。あなたが希望すれば、技能実習を続けることができます。
- ☑ 日本では、子どもが生まれる予定日の6週間前から仕事を休むことができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金(いつもの賃金の平均6割程度)が支払われます。

## 出産後、技能実習を続けられる？

- ☑ 日本では出産後、あなたの身体の健康のため、原則8週間は仕事をすることができません。そのあと、技能実習を再開することができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金(いつもの賃金の平均6割程度)が支払われます。

- ☑ 技能実習を中断し、帰国して出産した場合も、再度入国して技能実習を再開することができます。(手続きが必要です。)
- ☑ 技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。技能実習の再開や再開時期の希望を監理団体・実習実施者に伝えましょう。

## 相談先

お困りごとは外国人技能実習機構(OTIT)に相談してください  
(電話またはメールでの相談が可能です)

対応言語	対応日時	電話番号	OTIT 母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/</a>
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/</a>
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/</a>
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/</a>
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/</a>
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/</a>
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/</a>
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/</a>

妊娠中の心配ごとをはじめとした生活に関するお困りごとは住んでいる地域の相談窓口でも相談できます

地域における相談窓口  
(外国人生活支援ポータルサイト)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>  
※各窓口によって対応可能な言語が異なります。

多言語生活相談窓口  
(一財)自治体国際化協会)

[http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation\\_list.html](http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html)

「生活・就労ガイドブック」にも  
出産・子育てに関する情報が載っています

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

対応言語：日本語（やさしい日本語を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語





## 問題点・対応方針

- ◎ **ミャンマーにおいては、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化している。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、情勢は引き続き不透明な状況である。**
- ◎ そのため、**ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人**については、**緊急避難措置として、在留や就労を認める**こととする。
- ◎ また、**難民認定申請者については、審査を迅速に行い、難民該当性が認められる場合には適切に難民認定し、難民該当性が認められない場合でも、上記と同様に緊急避難措置として、在留や就労を認める**こととする。

## ミャンマー人の在留状況

在留者数：35,049人

(令和2年末現在：速報値)

(内訳：在留者数上位の在留資格別)

- ① 技能実習  
13,963人
- ② 技術・人文知識・国際業務  
5,767人
- ③ 留学  
4,371人
- ④ 特定活動  
3,358人

## ミャンマー人の難民認定申請状況

難民認定手続者数：2,944人

(令和3年3月末現在：速報値)

- (内訳)
- 難民認定申請（一次審査）  
2,291人
  - 不服申立て  
653人

## 付与する在留資格

- ・現に有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者
- ・自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

特定技能の業務に必要な技能を身につけたい者

「特定活動（6か月・就労可）」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。

「特定活動（1年・就労可）」

※ 特定産業分野（介護・農業等の14分野）で就労可。  
※ 本国情勢が改善しない場合は、6月の範囲で更新可。

「特定活動(6か月・週28時間以内の就労可)」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。

# 外国人技能実習機構業務の概況

令和5年6月

外国人技能実習機構

東京事務所



# 外国人技能実習機構の組織と主な業務内容

- ・主務大臣(法務大臣、厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任、  
監督

報告

本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)  
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

理事長

(主務大臣が任命)

理事

(3人以内)  
(理事長が主務大臣の  
認可を受けて任命)

監事

(2人以内)  
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

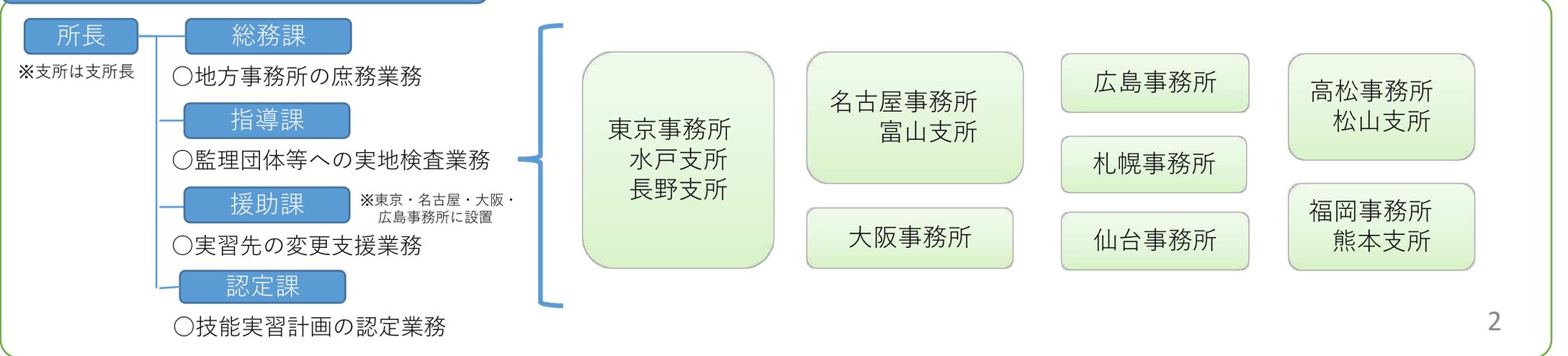
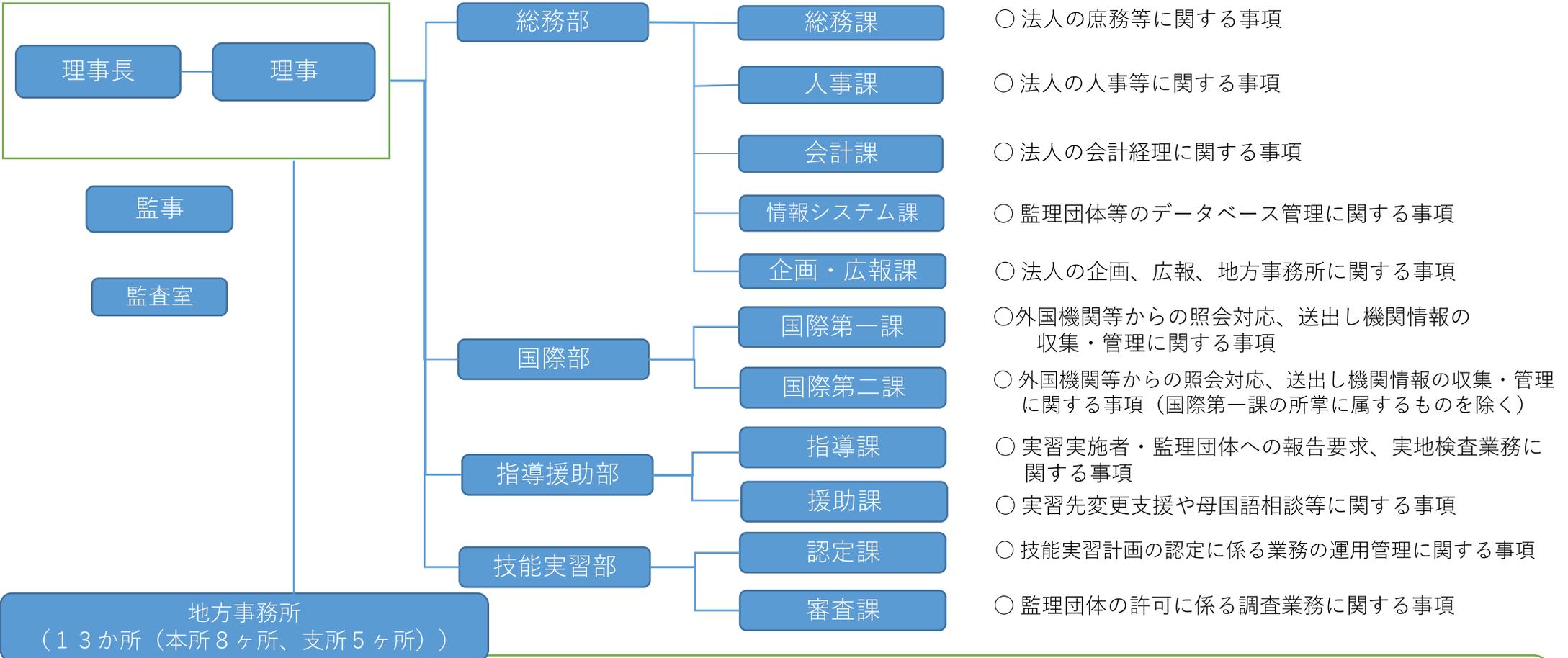
## 組織形態

- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)  
【平成29年1月設立】

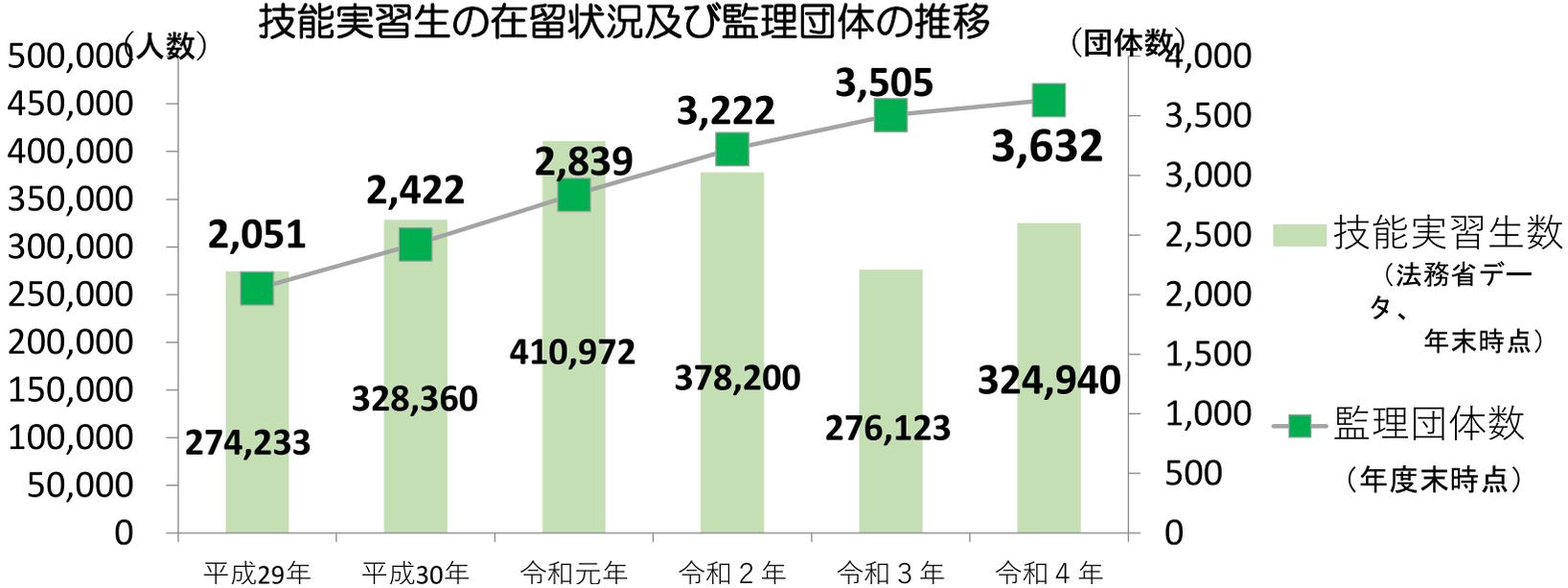
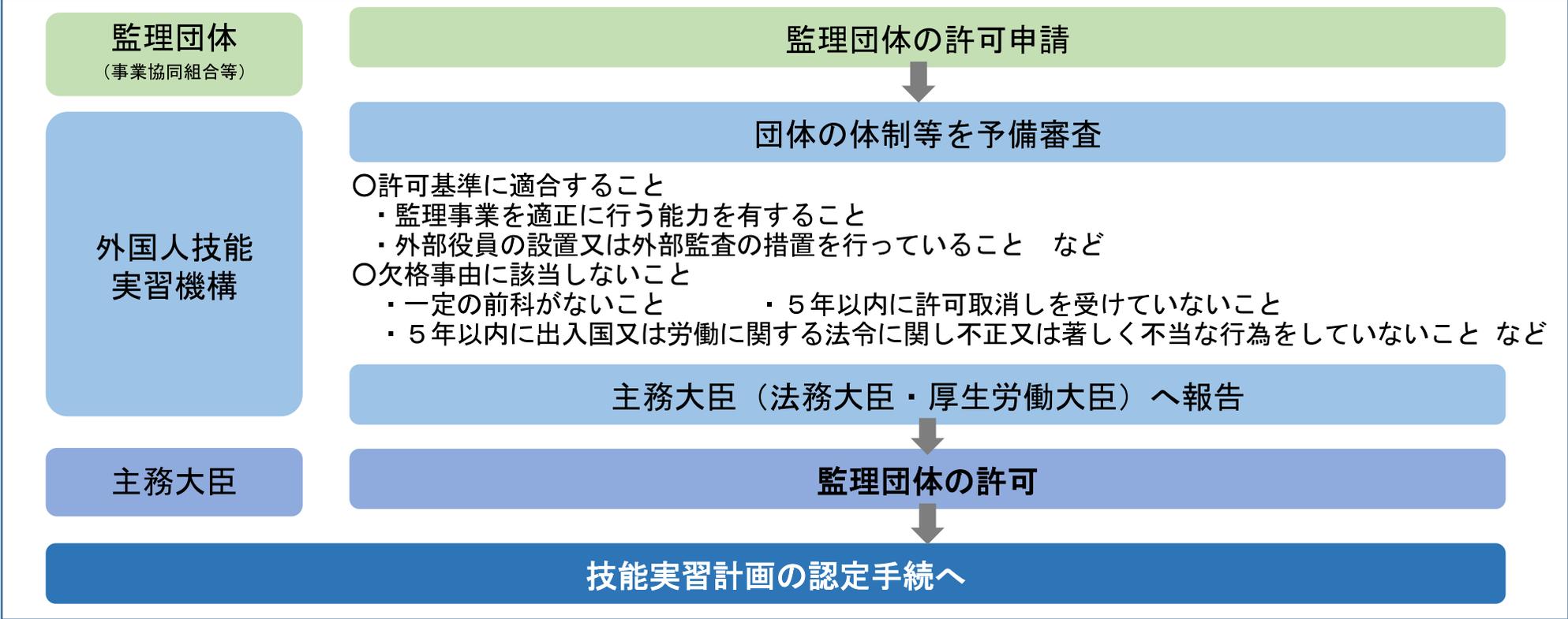
## 主な業務内容

- ① 監理団体の許可
- ② 技能実習計画の認定等
- ③ 実地検査
  - ・ 監理団体(約3,600団体)への実地検査を年1回実施
  - ・ 実習実施者(約62,000社)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- ④ 各種報告(監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- ⑤ 母国語相談
- ⑥ 実習先変更支援
- ⑦ 宿泊支援

# 外国人技能実習機構の組織・体制について



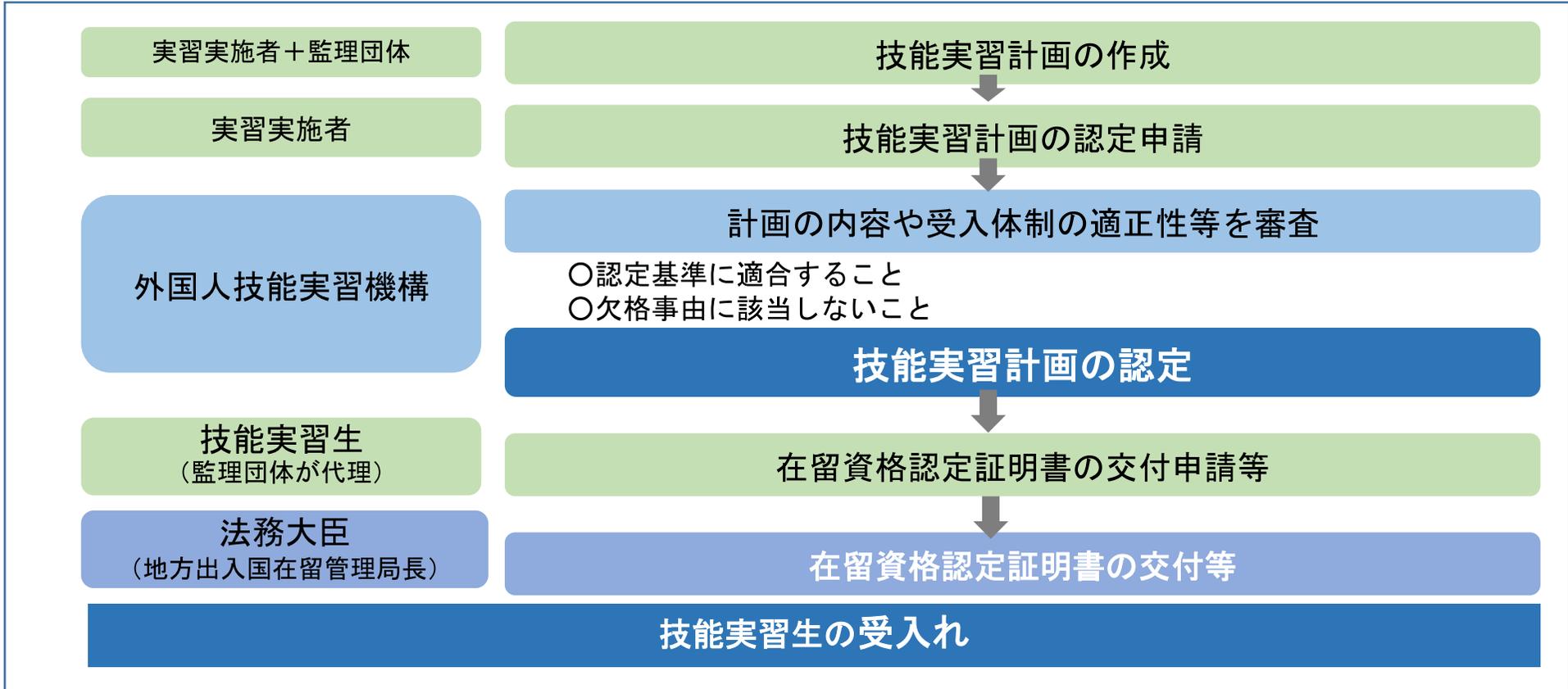
# 外国人技能実習機構の業務①（監理団体の許可）



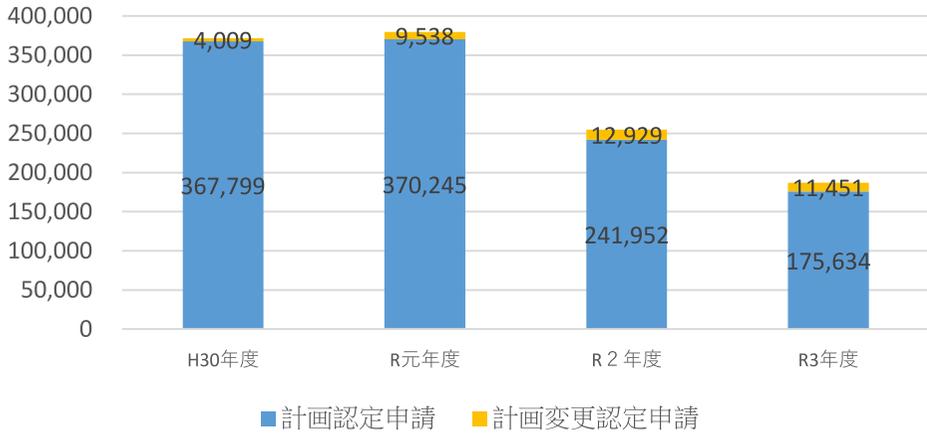
関東地区ブロック監理団体許可件数（令和5年3月31日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
茨城県	75件	81件	156件
栃木県	24件	20件	44件
群馬県	34件	38件	72件
埼玉県	51件	75件	126件
千葉県	67件	92件	159件
東京都	219件	132件	351件
神奈川県	36件	44件	80件
山梨県	6件	4件	10件
長野県	28件	36件	64件
新潟県	18件	13件	31件

# 外国人技能実習機構の業務② (技能実習計画の認定等)



計画認定関係 各種件数



○重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ変更認定を受けることが必要

○通常の変更の場合（3か月以上の技能実習期間の変更、宿泊施設の変更等）は技能実習計画軽微変更届出書の提出が必要

## 外国人技能実習機構で行う範囲 (※主務大臣等も実施可能)

### 実地検査

○監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

### 定期検査

○検査計画に基づき定期的に実施するもの。  
 ※監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施することとしている。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

### 臨時検査

○技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等あり

改善勧告・改善指導

未改善

改善

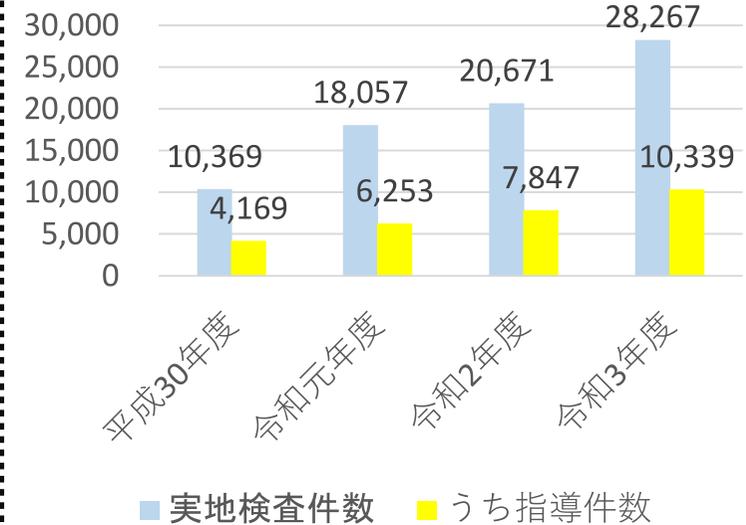
○重大・悪質な法令違反  
 ○同種違反を繰り返す場合等

主務大臣等による行政処分等

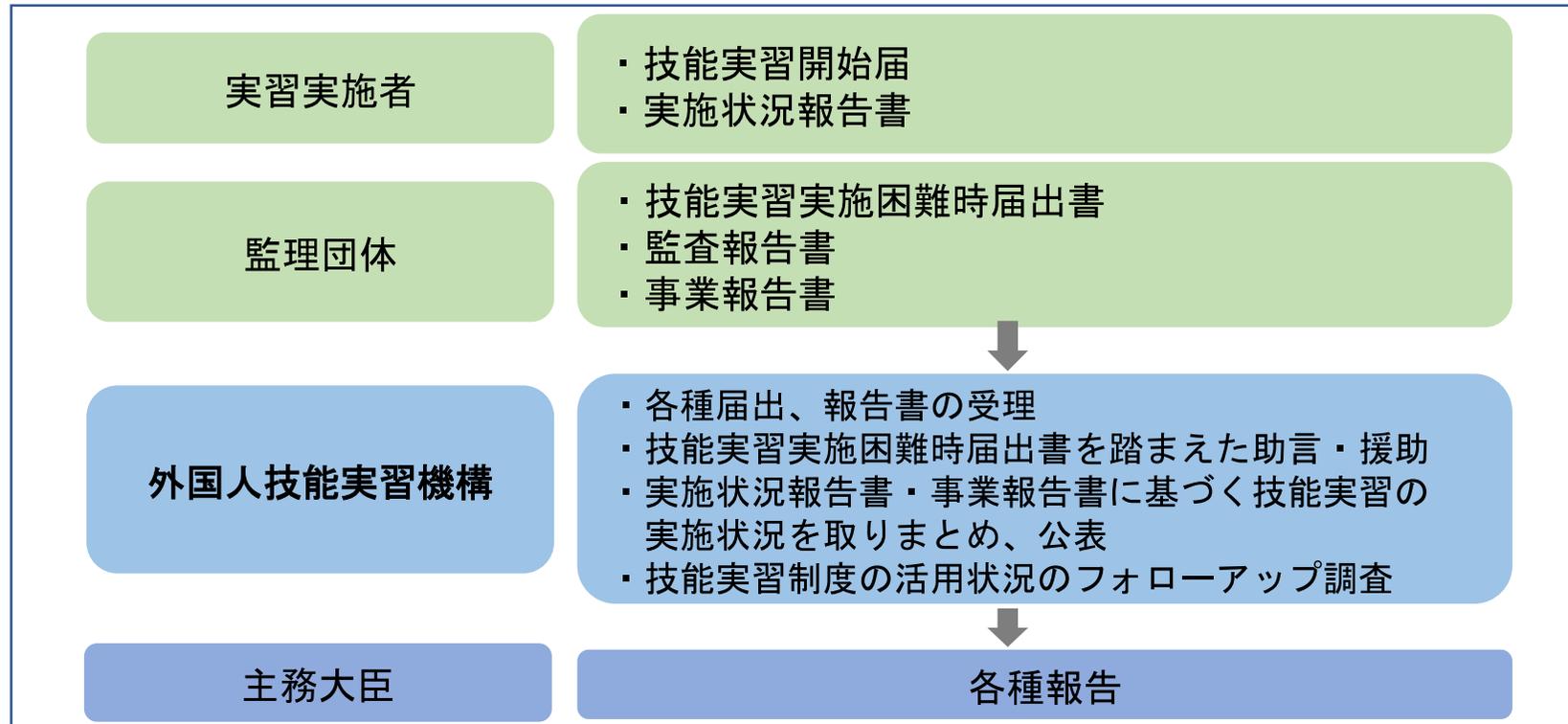
法令違反等なし

完結

実地検査件数(うち指導件数)



## 外国人技能実習機構の業務④ (届出、報告書の受理)



### 機構における届出・報告書の活用

#### 実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

#### 実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況

## 外国人技能実習機構の業務⑤ (母国語相談)

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。  
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。  
さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

### 母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

### 母国語相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
技能実習生の在留者数（人）	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123
相談件数（件）	<b>854</b>	<b>2,695</b>	<b>7,452</b>	<b>13,353</b>	<b>23,701</b>
申告件数（件）	0	90	133	82	104

### 令和3年度の母国語相談の主な相談内容

- 賃金・時間外労働等の労働条件に関する事（賃金未払い、過重労働、有休等）
- 管理に関する事（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等）
- 途中帰国に関する事（強制帰国、期間満了前の帰国等）
- その他の制度に関する事（他の在留資格への変更、特定技能制度に関する事、税金等）
- 実習先変更に関する事（3号での実習先変更含む）

**技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合(注)で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。**

**実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。**

(注) 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

## 転籍に関する支援

○ 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備(注1)

○ 外国人技能実習機構による個別支援を実施(注2)

技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

(注1) 技能実習生の受け入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。

(注2) 監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

## 実習先変更個別支援受理件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実習先変更支援件数	20	36	54	49	39

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

### 一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

#### ○技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



#### ○一時宿泊先の提供

- ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
- ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



#### ○一時宿泊施設における支援

- ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

### 宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

- 令和3年度末時点で、宿泊支援件数は、117件
- 宿泊支援協定締結対象施設は、386か所

# 技能実習生の妊娠・出産に係る不利益な取扱いを含む人権 侵害行為に対する対応等

- 令和5年4月に監理団体等に対し、3機関連名による不利益取扱いの禁止の徹底についての注意喚起文の発出及びリーフレットの配布（別添）
- 東京事務所からのお知らせ（別添）

令和5年4月3日

実習実施者  
監理団体 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課  
厚生労働省海外人材育成担当参事官室  
外国人技能実習機構

やむを得ない理由により技能実習を中断した場合の再開手続き改正に係る周知及び妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止の徹底について（注意喚起とお願い）

## 1. やむを得ない理由により技能実習を中断した場合の再開手続きに係る「技能実習制度運用要領」の改正等について

技能実習生の病気・怪我（労災を含む）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等のやむを得ない理由により技能実習の実施が困難となり、技能実習実施困難時届出書を提出の上、技能実習を中断した後に、改めて同じ実習実施者の下で技能実習の再開（以下「中断後の再開」という。）を希望する際には、これまで新規の技能実習計画の認定申請を必要としていました。

今般、「技能実習制度運用要領」（以下「運用要領」という。）の改正により中断後の再開における手続きの簡素化を行い、令和5年4月1日以降の申請については、技能実習計画の変更認定申請により中断後の再開手続きを行うことができることとしました。ただし、中断後の再開手続きに当たっては、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を引き続き添付する必要がありますのでご注意ください。

また、令和4年12月23日付け「技能実習生の妊娠・出産に関する制度の更なる周知と不適正な取扱いの確認について（注意喚起）<sup>1</sup>」では、次回監査時等に技能実習生に対して、妊娠・出産に係る制度の説明をお願いしておりましたが、今回、当該取組とは別に、運用要領の改正により、自身の妊娠・出産を理由として技能実習を中断又は中止し帰国することとなった場合、新たに「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書（以下「申告書」という。）」（参考様式第1-42号）を技能実習生本人が作成し、監理団体又は企業単独型実習実施者（以下「監理団体等」という。）において保管する対応が必要となりますので、併せてご注意ください。

なお、入管庁においては、上記の中断後の再開を含めて、技能実習生が妊娠等した場合に取るべき対応の基本フロー及び地方入管や外国人技能実習機構への手続の留意点と必要書類をまとめた資料を作成し、入管庁ホームページ<sup>2</sup>に公表しておりますので、是非御活用ください。

## 2. 妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止の徹底等について

技能実習実施困難時届出書のうち、その届出内容から、妊娠・出産を理由とすることが確認できるものが平成29年11月1日から令和4年3月31日までの間において、1,434人

<sup>1</sup> [https://www.otit.go.jp/files/user/docs/令和4年12月23日付け「技能実習生の妊娠・出産に関する制度の更なる周知と不適正な取扱いの確認について\(注意喚起\)」.pdf](https://www.otit.go.jp/files/user/docs/令和4年12月23日付け「技能実習生の妊娠・出産に関する制度の更なる周知と不適正な取扱いの確認について(注意喚起)」.pdf)

<sup>2</sup> [https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00033.html)

「技能実習生が妊娠等した場合の基本フロー及び各種手続について（2023.04.03掲載）」

分となるなど、妊娠・出産を理由とした技能実習の中断又は中止が一定数生じております。その際、妊娠・出産等を理由として技能実習生を解雇し不利益な取扱いをすること、私生活の自由を不当に制限することなどは、関係法令（※）に基づき禁止されており、このことは、これまでも注意喚起文等を通じて周知を行ってきたところです。

今般の運用要領改正においても以下の点について明確化しておりますので、ご注意ください。

- ・技能実習生の妊娠・出産等を理由に、技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合は、認定計画に従って技能実習を行わせていないものとして、技能実習計画の認定の取消しの対象となります。
- ・監理団体においては、このような不適切な取扱いを知らながら、何ら措置を講じなかった場合は、認定計画に従って実習監理を行っていないものとして、監理団体の許可の取消しの対象となります。

監理団体等の皆様におかれましては別添リーフレットを御確認いただくとともに、入国後講習の機会等をとらえ、技能実習生に対し、妊娠、出産等を理由として解雇等がなされることはないこと、妊娠・出産した場合の休業制度や支援制度（健康保険から出産育児一時金が支給されること等）、相談窓口について、別添リーフレットや技能実習生手帳の該当部分を活用して、分かりやすく御説明いただきますようお願いいたします。

また、妊娠・出産により技能実習を中断又は中止する技能実習生については、上記のとおり技能実習実施困難時届出書を提出する前に、技能実習生本人が作成した申告書により、技能実習生本人の技能実習の継続意思や終了後の再開意思を必ず確認するようにしてください。

#### ※参考

##### 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

##### 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」

（禁止行為）

第四十八条 （略）

- 2 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。

令和4年12月23日

実習実施者  
監理団体 各位

出入国在留管理庁  
厚生労働省  
外国人技能実習機構

技能実習生の妊娠・出産に関する制度の更なる周知と  
不適正な取扱いの確認について（注意喚起）

妊娠・出産等を理由とした技能実習生に対する不適正な取扱いについては、労働関係法令により禁止されており、このことは、これまでも注意喚起文等を通じて監理団体等の皆様及び技能実習生本人に対して周知するなどの取組を行ってきたところです。

しかしながら、こうした周知が必ずしも行き渡っていない状況にあることから、今般、技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関して、実態調査を行いました。つきましては、当該調査結果をお知らせするとともに、以下のとおり更なる取組に御協力をお願いいたします。

## 1. 調査の結果

- (1) 妊娠・出産に係る制度の認知・説明状況に関すること
  - 妊娠・出産に係る制度のうち、妊娠・出産を理由とした不利益取扱いの禁止について、監理団体、実習実施者又は送出機関（以下「監理団体等」という。）から説明を受けて知っている者の割合は約60%、外国人技能実習機構に相談できることについては約45%となった。
  - 出産のための休暇制度、妊娠に係る相談窓口や出産一時金の制度、帰国後に再入国して実習が可能であることについては、説明を受けて知っている者の割合がいずれも3～4割となった。
- (2) 監理団体や実習実施者、送出機関による不適正な取扱いに関すること
  - ア 不適正な発言（妊娠したら仕事を辞めてもらう等の発言）
    - 監理団体等から不適正な発言を受けたことがある技能実習生の割合は、26.5%。
    - そのうち、送出機関から言われた者の割合が73.8%と最も高く、監理団体が14.9%、実習実施者が11.3%となっている。
  - イ 不適正な契約（妊娠したら仕事を辞める等の内容の契約）

- 監理団体等との間で不適正な内容を含む契約を締結したことがある技能実習生の割合は5.2%。
- そのうち、送出機関との間で不適正な内容を含む契約をした者の割合が70.3%と最も高く、監理団体が21.6%、実習実施者が8.1%となっている。

## 2. 技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いの確認について

妊娠・出産を理由として離職や帰国を強いるなどの不適正な取扱いは決して許されるものではなく、技能実習制度そのものの信頼をも揺るがすものです。そこで、監理団体等の皆様におかれては、自社内又は次回監査時に、各技能実習生に対し、改めて、技能実習生手帳や妊娠・出産に関するリーフレットを用いて、妊娠・出産に係る制度（外国人技能実習機構の母国語相談窓口の活用含む。）の説明をお願いします。今回の調査結果で明らかになったとおり、送出機関から不適正な取扱いを受けている者や我が国の法制度を理解しないまま入国する技能実習生が一定数存在することを踏まえると、こうした取組はとりわけ重要になります。

また、監理団体におかれては、次回監査時に、各技能実習生に対し、妊娠・出産に係る各種制度の説明を行った上で、さらにその際の本人との対話の中で送出機関との間に妊娠・出産に係る不適正な内容を含む契約の締結があるなど不適正な事案を把握された場合は、その内容を監査報告書に記載し、報告するようお願いします。

【参考】上記の調査結果、リーフレットは以下のページに掲載されています。

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00033.html)

(出入国在留管理庁 HP)

## 妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

## 技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

### <妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

## 技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

## 技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

## 問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL: 03-3453-8000)

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

(協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所)

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

- 日本では、妊娠（子どもがお腹にいること）したことで仕事をやめさせることは法律で禁止しています。
- 送出国機関や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、**あなたが実習を続けたいのあなたを国に帰すことは許されません。**
- 仕事をやめさせられそうになったり国に帰るよう言われたら、**外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください。**OTITが助けます。

※連絡先は裏のページを見てください

## 妊娠したらどうしたらいいの？

- ☑ 妊娠したら、監理団体の相談できる場所や実習している場所の人に妊娠したことを知らせましょう。
- ☑ 外国人技能実習機構や、住んでいる場所にも相談できる場所があります。※連絡先は裏のページを見てください
- ☑ 住んでいる場所の手続きをするところで、妊娠の届けを出しましょう。
- ☑ 住んでいる場所の手続きをするところで、母子健康手帳（お腹に赤ちゃんがいるひとが、住んでいるまちの役所からもらう手帳です。赤ちゃんやお母さんの健康などについて書くものです。）と妊婦健康診査（住んでいるまちの役所が赤ちゃんが健康かどうか調べることです）の受診券などがもらえるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

## 妊娠しても働けるの？

- ☑ 日本では、妊娠などを理由に仕事をやめさせることやあなたに不利になることすることは禁止されています。あなたが実習を続けたいのなら、技能実習を続けることができます。
- ☑ 日本では、子どもが生まれる予定の日の6週間前から仕事を休むことができます。仕事を休み、休んでいる間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険（会社で働いているひとが入る保険です。みんなからお金を集めて、けがや病気で病院に行く人を助ける制度です）から、出産手当金（いつもの給料の60%ほどのお金です）がもらえます。

## 赤ちゃんを産んだ後、技能実習を続けられる？

- ☑ 日本では赤ちゃんを産んだ後、あなたの健康のため、8週間仕事をするのができません。そのあと、もう一度技能実習をはじめることができます。

仕事を休み、休んでいる間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から出産手当金がもらえます。

- ☑ 技能実習を一時中止し、国に帰って赤ちゃんを産んだ場合も、もう一度日本に来て技能実習をはじめることができます。（手続きが必要です。）
- ☑ 技能実習を一時中止したあとに、もう一度技能実習をはじめるためには、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。いつからはじめたいのか監理団体・実習実施者に知らせましょう。

# 相談したいとき

たいせつなお知らせ

困ったときは外国人技能実習機構(OTIT)に相談してください  
(電話やメールで相談が可能です)

相談できる言葉	相談できる日と時間	電話番号	OTIT URL
ベトナム語	月曜日～金曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-168	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/</a>
中国語	月曜日、水曜日、金曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-169	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/</a>
インドネシア語	火曜日、木曜日 11:00～19:00	0120-250-192	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/</a>
フィリピン語	火曜日、木曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-197	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/</a>
英語	火曜日、木曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-147	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/</a>
タイ語	木曜日、日曜日 11:00～19:00 (日曜日：9:00～17:00)	0120-250-198	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/</a>
カンボジア語	木曜日 11:00～19:00	0120-250-366	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/</a>
ミャンマー語	火曜日 11:00～19:00	0120-250-302	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/</a>

妊娠中の心配なことや生活していて困ったことがあれば  
住んでいる地域の相談できるところでも相談できます

外国人生活支援ポータルサイト	<a href="http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf">http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf</a> ※地域によって相談できる言葉がちがいます。
多言語生活相談窓口 (一財)自治体国際化協会	<a href="http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html">http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html</a>

「生活・就労ガイドブック」にも赤ちゃんを産むことや育てることについて情報が書いてあります

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

書いてある言葉：日本語（やさしい日本語を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語



## 外国人技能実習機構の役割、業務内容

外国人技能実習機構は、技能実習法に基づき設立された認可法人です。技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、外国人技能実習機構東京事務所では以下の業務を行っています。

詳細は、下記の各担当課へお問い合わせ願います。

## 指導課

- ・監理団体及び実習実施者に対する指導監督(実地検査、報告徴収)等に関する業務

(☎03-6433-9971)

## 認定課

- ・外国人技能実習計画の認定申請等に関する業務
- ・実習実施者の届出等各種届出に関する業務

(☎03-6433-9975)

## 援助課

- ・技能実習生からの相談、申告に関する業務
- ・実習先変更支援に関する業務

(☎03-5577-5143)

## 技能実習生向け相談窓口のご案内

外国人技能実習機構東京事務所では、ベトナム語、中国語、インドネシア語の通訳人を配置して相談業務を実施しています。3言語以外の言語においても通訳人の対応ができますので、電話予約をお願いします。

☎03-5577-5143 9:00~17:00(土日祝、年末年始を除く)

ベトナム語 (Hướng dẫn phương thức tư vấn cho thực tập sinh kỹ năng)

第2、第4 水曜日 14:00~16:00 (Riêng tiếng Việt: Có phiên dịch người Việt từ 14:00 đến 16:00 thứ 4 tuần thứ 2 và tuần thứ 4 hàng tháng)

中国語 (技能実習生 咨询窗口)

月2回不定期 (只有中文和印度尼西亚语每月两次 (不定期) 因此请打电话确认日期和时间)

インドネシア語 (Tempat Konsultasi Pemagangan Kerja Teknis)

月2回不定期 (Hanya dalam Bahasa Cina dan Bahasa Indonesia sahaja ,sebulan 2 kali (tidak teratur), silakan menelepon untuk memastikan tanggal dan waktunya.)

**「外国人技能実習の適正な実施及び  
技能実習生の保護に関する法律」に  
係る関東地区地域協議会資料**

農業分野における技能実習の現状と課題

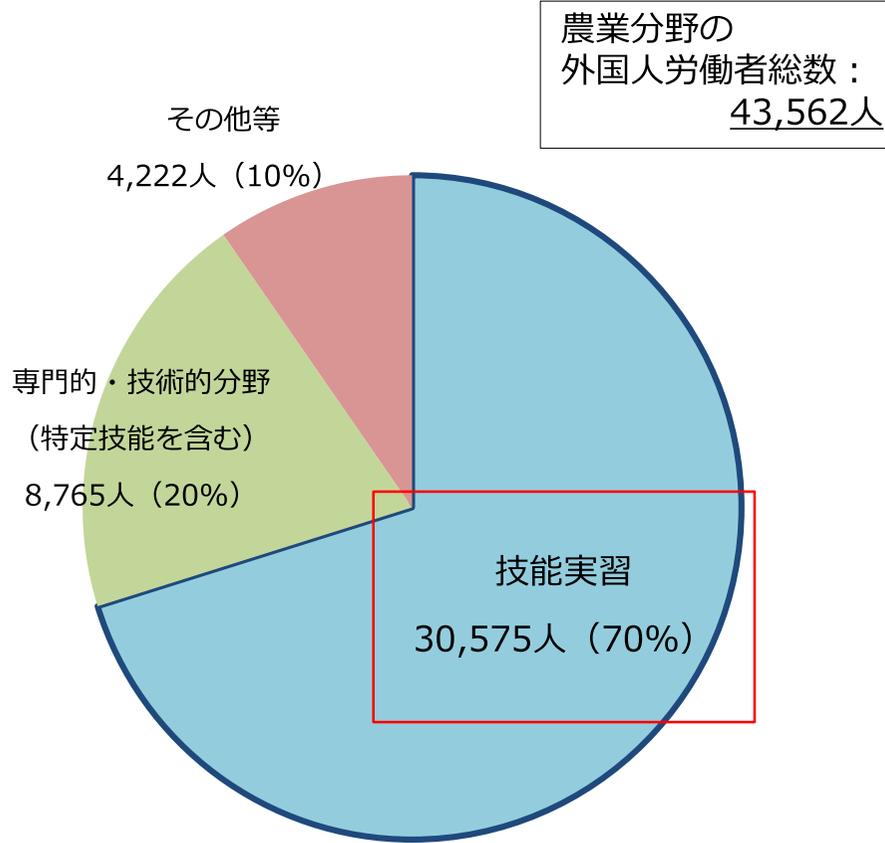
令和5年6月

関東農政局  
経営・事業支援部 経営支援課

# 農業分野における技能実習の現状

- 全国の農業分野に従事する外国人労働者数は約45,000人で、うち**7割を技能実習生**が占める。
- 都道府県別にみると、茨城県（約8,500人）が最も多く、次いで北海道（約4,300人）、熊本県（約3,800人）。
- 全国の技能実習における失踪者数が2番目に多い状況（令和3年）。

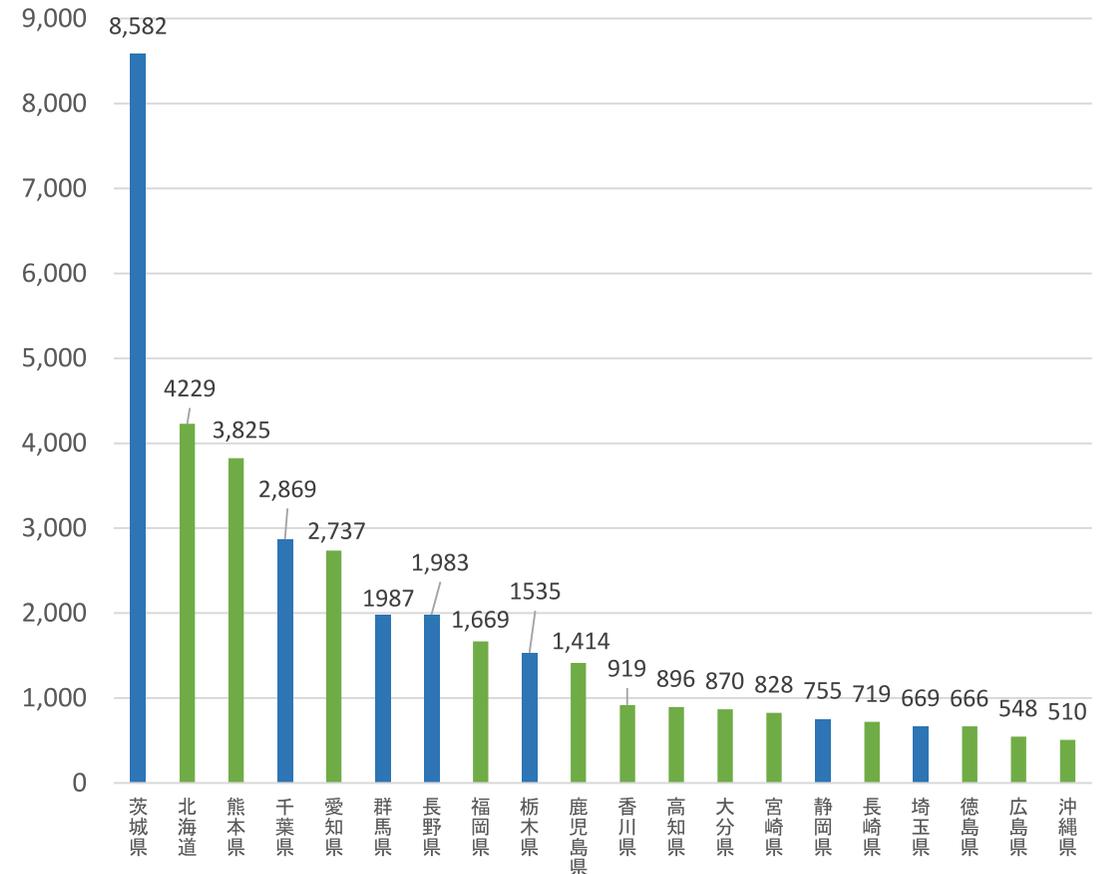
## ■ 農業分野に従事する外国人労働者数



注) 四捨五入しているため、必ずしも合計は100%とはならない。

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(令和4年10月末日現在) から特別集計

## ■ 都道府県別の農業分野に従事する外国人労働者数 (上位20)

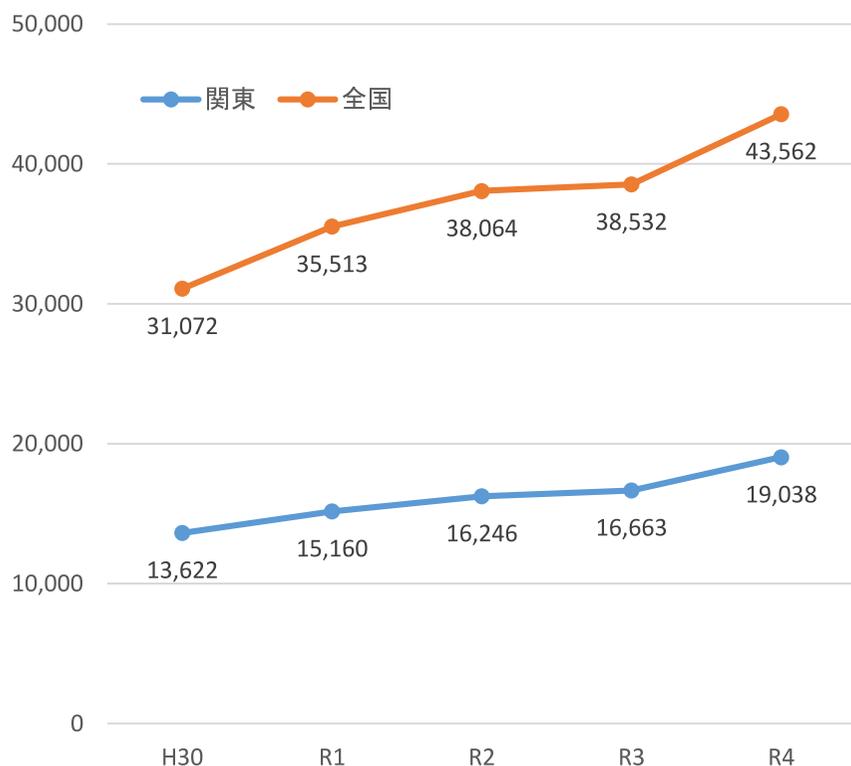


出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(令和4年10月末日現在) から特別集計

# 農業分野の外国人材の受入れ（関東農政局管内）

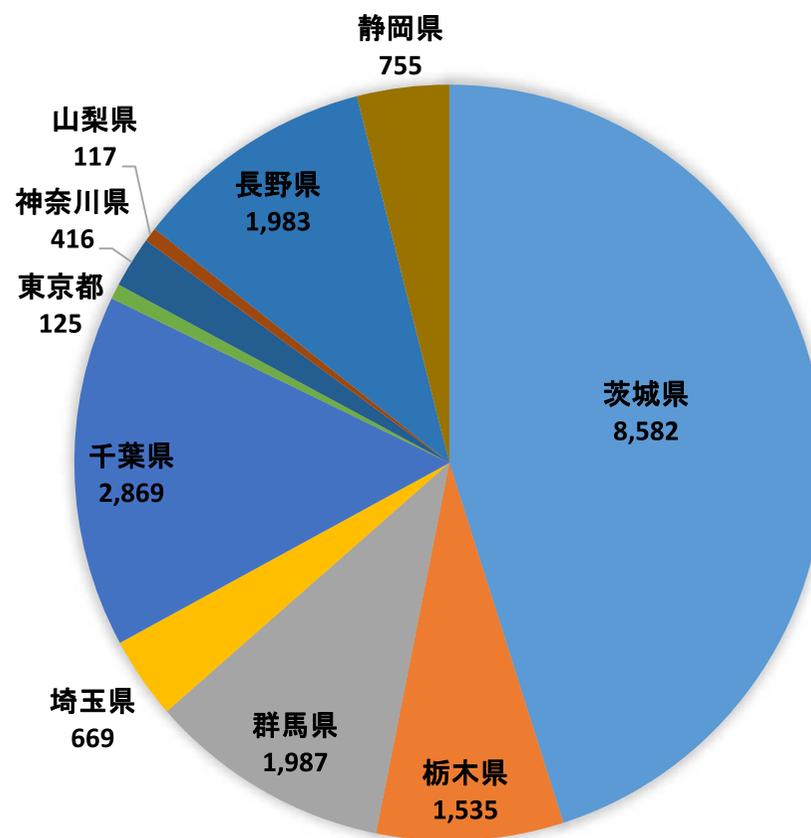
- 関東農政局管内における農業分野の外国人労働者数は19,000人余りで、全国に占める割合4割強となっている。
- 特に茨城県で多く、全国の約2割を占めている。次に多いのが千葉県となっている。

## 農業分野の外国人雇用状況



資料：各都県労働局「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）から作成

## 都県別 農業分野の外国人雇用状況



資料：各都県労働局「外国人雇用状況の届出状況」（令和4年10月末現在）から作成

# 中小企業連携組織対策推進事業

令和5年度予算額 **6.1 億円** ( **6.0 億円** )

## 事業の内容

### 事業目的

中小企業・小規模事業者は、人手不足や生産性の向上、新商品・サービスの開発、新たな販路の開拓など、共通の経営課題を抱えています。中小企業・小規模事業者が共通した経営課題を解決するためには、中小企業・小規模事業者が組合等の連携組織を組成し団結して取り組むことが有効です。このため、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会（全国中央会）や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援します。

### 事業概要

#### (1) 中小企業組合等指導・支援事業

全国中央会、都道府県中央会、全国組合等への支援を行う。また、全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会に対する支援を行う。

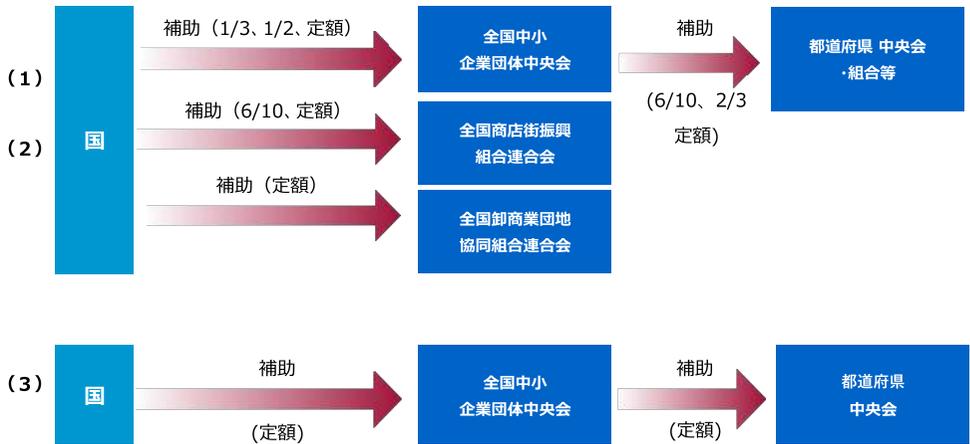
#### (2) 中小企業組合等課題対応支援事業

販路の開拓など諸問題を改善するために組合が行う事業に対する支援を行う。

#### (3) 外国人技能実習制度適正化事業

外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化に向けた事業に対する支援を行う。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標

- ・中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指します。
- ・外国人技能実習実施機関において、労働基準監督機関から指摘される違反率を減少させることを目指します。



# にほんで あんぜんに せいかつしよう!

Information



## 「あなたは <sup>にほん</sup> <sup>き</sup> 日本に 来ましたか？」



<sup>がいこくじん</sup>

外国人の みなさんが

<sup>にほん</sup>

日本のルールを まもって

<sup>あんぜん</sup>

安全に くらすための おはなしです。

<sup>にほん</sup>

日本で やってはいけないことを

まとめました。

<sup>み</sup>

見てください!



YouTube で <sup>み</sup> 見る ことが できるよ。  
<sup>ことば</sup> いろいろな 言葉が あるよ!



【日本語】



【English subtitles】



【中文字幕】



【Phụ đề tiếng Việt】



【ចំណងជើងរងភាសាខ្មែរ】



【uzbekcha subtitrlar】



【Teks terjemahan dalam bahasa Indonesia】



# こまったら そうだんしよう！



## ●<sup>けいしちやう</sup>警視庁

<sup>けいさつ</sup>警察への<sup>がいこくじんそうだん</sup>外国人相談

03-3503-8484 (平日 月~金 8:30~17:15)

言葉: <sup>えいご</sup>英語、<sup>ちゆうごくご</sup>中国語、<sup>かんこくご</sup>韓国語、<sup>べトナムご</sup>ベトナム語、<sup>たがログご</sup>タガログ語、<sup>スペインご</sup>スペイン語、<sup>タイご</sup>タイ語など

## ●<sup>とうきやうと</sup>東京都<sup>そうせいざいだん</sup>つながり創生財団

<sup>がいこくじん</sup>外国人の<sup>せいかつこま</sup>生活困りごと<sup>そうだん</sup>相談

03-6258-1227 (平日 月~金 10:00~16:00)

言葉: <sup>えいご</sup>英語、<sup>ちゆうごくご</sup>中国語、<sup>かんこくご</sup>韓国語、<sup>べトナムご</sup>ベトナム語、<sup>ネパールご</sup>ネパール語、<sup>たがログご</sup>タガログ語、<sup>スペインご</sup>スペイン語など

## ●<sup>とうきやうしゆつにゆうこくざいりゆうかんりちやう</sup>東京出入国在留管理庁 (東京入管)

<sup>ざいりゆうしかく</sup>在留資格など<sup>そうだん</sup>についての相談

0570-013904 (平日 月~金 8:30~17:15)

言葉: <sup>えいご</sup>英語、<sup>ちゆうごくご</sup>中国語、<sup>かんこくご</sup>韓国語、<sup>べトナムご</sup>ベトナム語、<sup>ネパールご</sup>ネパール語、<sup>たがログご</sup>タガログ語、<sup>スペインご</sup>スペイン語など

## ●<sup>がいこくじんざいりゆうしえん</sup>外国人在留支援センター (FRESC)

<sup>ざいりゆう</sup>在留<sup>そうだん</sup>についてのいろいろな相談

【予約専用】03-5363-3025 (平日 月~金 9:00~17:00)

住所: <sup>じゆうしよ</sup>東京都<sup>とうきやうとしんじゆくよつや</sup>新宿区四谷1-6-1 <sup>よつや</sup>四谷タワー13F

言葉: <sup>えいご</sup>英語、<sup>ちゆうごくご</sup>中国語、<sup>かんこくご</sup>韓国語、<sup>べトナムご</sup>ベトナム語、<sup>ネパールご</sup>ネパール語、

<sup>インドネシアご</sup>インドネシア語、<sup>タイご</sup>タイ語など

## ●<sup>とうきやうろうどうきよく</sup>東京労働局

<sup>ろうどう</sup>労働 (仕事) <sup>そうだん</sup>についての相談

03-5361-8728

(平日 月~金 9:30~16:30 12:00~13:00を除く)

言葉: <sup>えいご</sup>英語、<sup>ちゆうごくご</sup>中国語、<sup>たがログご</sup>タガログ語、<sup>べトナムご</sup>ベトナム語、<sup>ネパールご</sup>ネパール語、<sup>カンボジアご</sup>カンボジア語、

<sup>モンゴルご</sup>モンゴル語 (※<sup>ようび</sup>曜日によって<sup>か</sup>変わります)



グローバルな  
力が、企業の  
未来を拓く

## 外国人材と企業を結ぶ 茨城県外国人材支援センター

茨城県では、「茨城県外国人材支援センター」を新設しました。当センターには、専門のアドバイザーが常駐しており、県内での就労を希望する外国人（留学生を含む）と県内企業との就職マッチング支援、外国人材を雇用したい企業への各種支援、セミナーの開催、専門家派遣などの支援を行っています。



### 外国人採用でこんなお悩みありませんか？

- 外国人材を雇用したい
- 特定技能制度を活用したい
- 雇用のミスマッチングを避けたい
- 求人情報の掲載、求職者情報の閲覧
- 外国人材の定着支援を受けたい
- 行政書士の支援を受けたい

企業の抱える  
課題を解決します

くわしくは裏面をご覧ください

- 行政書士による無料相談会の開催
- 専門アドバイザーによる企業支援
- 外国人雇用の受け入れや  
体制の整備に関する各種支援 など



## 茨城県外国人材支援センターでの登録について

茨城県外国人材支援センターは、外国人材を雇用している、これから雇用したい、雇用を検討したいという県内の企業・団体組合・介護施設などの事業者の皆様の登録をお待ちしています。また、留学生が在籍する、日本語学校、専門学校、大学・短大などの教育機関の登録エントリーも受け付けております。登録エントリー方法はホームページをご覧ください。アドバイザーが訪問し、ニーズに合う支援を行います。



## 専門アドバイザーによる支援

専門アドバイザーによる各種支援を実施しております。

- ・茨城県内に就労を希望する外国人材と県内企業の就職マッチング支援
- ・企業向け各種セミナーの実施
- ・「集中支援企業」(ロールモデル企業の育成)への支援
- ・茨城県で就労した外国人材の帰国後の就職支援
- ・企業向けの外国人材受け入れ環境コンサルティング支援
- ・介護事業所向けの支援

登録エントリー及び専門家派遣、無料相談につきましては、センターへお気軽にご相談ください。



## 行政書士による無料相談会の開催

毎週火曜日に相談会を開催しております。(ただし、第5火曜日は開催いたしません)

相談は予約制です。あらかじめセンターへご連絡ください。

相談時間は1社30分～60分程度です。

相談料は無料、秘密厳守いたします。お気軽にご相談ください。

### こんなご相談に対応します

- ・外国人を雇用したい
- ・雇用事業主として必要な心構え
- ・雇用する方法が分からない
- ・雇用に関する各種助成 など
- ・ビザの更新方法や種別



## 茨城県外国人材支援センター

TEL. 029-239-3304 FAX. 029-239-3305



茨城県水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館1階

9:00～17:00(土日祝祭日及び年末年始を除く)

E-mail: info@ifc.ibaraki.jp ホームページ: https://ifc.ibaraki.jp



外国人からの生活全般に関する相談はこちら

(公財)茨城県国際交流協会 外国人相談センター

相談専用TEL. 029-244-3811(平日は受付8:30～17:00)

茨城県水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館2階

外国人相談センターでは、日本語・英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・その他の言語で、外国人の皆さんの法律、労働、結婚、教育など、生活全般についての相談受付をしています。

※相談できる言語は曜日によって異なります。

外国人を雇用する事業主の皆様へ

# 外国人従業員<sup>の</sup> 適正な雇用

にご協力ください!



## 適正雇用とは?

「外国人雇用状況の届出」は、全ての事業主の義務であり、外国人の雇入れの場合はもちろん、離職の際にも必要です。また、外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められる「在留資格」かどうかをご確認ください。全ての事業主の方には、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く）の雇入れまたは離職の際、当該外国人労働者の氏名・在留資格・在留期間等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合、30万円以下の罰金の対象となりますので、ご注意ください。

## 不法就労とは?

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。在留カードを確認することで、所持する外国人が就労できるかどうかを容易に判別することができます。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人に不法就労をさせないように注意してください。

## 不法就労となる3つの場合

### 01 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) × 密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- × 退去強制されることが既に決まっている人が働く

### 02 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例) × 観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
- × 留学生や難民認定申請中の人々が許可を受けずに働く

### 03 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

- (例) × 外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業者として働く
- × 留学生が許可された時間数を超えて働く

## 外国人の適正な雇用における注意点

外国人の方々が、その能力を十分に発揮できるよう、関係法令の遵守に加え、外国人の人権に十分配慮した上で、より良い就労・生活環境の整備に努めていただくことにより、安全に安心して暮らせる共生社会の実現に向けてご協力をお願いします。

- 1 異文化への理解とお互いの尊重が、日本人と外国人との間に生じる誤解や摩擦を防ぎます。業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です。(コミュニケーションのために、必要に応じて、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。)
- 2 在留資格、在留期間、雇用契約期間、労働時間、従事できる業務内容、給与の仕組みや控除の理由などを丁寧に説明することで不法就労や労使トラブルを防げます。本国と給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、より具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。
- 3 外国人労働者の人権に配慮し、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの不適正行為がないか、適正な管理と確認を行ってください。業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ解雇する旨の発言等)、暴行(例:殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は許されません。

# 外国人を雇用する際には 在留カードを 確認してください!



外国人を雇用する際には、採用時に在留カードを必ず確認し、自社で雇用できる外国人かどうかをチェックが重要なポイントになります。在留カードを確認することで、「適法に滞在しているかどうか」、「就労を認められているかどうか」、「どのような業務が認められているのか」を判断することができます。

## 雇用の可否を判断するには?

- ① 偽造の有無とカードの有効性を確認
- ② 就労制限の有無を確認
- ③ 在留資格の種類と期間を確認
- ④ 資格外活動許可の有無を確認 (主にアルバイト)

### POINT ① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合 ▶ 原則雇用はできませんが、POINT②を確認してください。

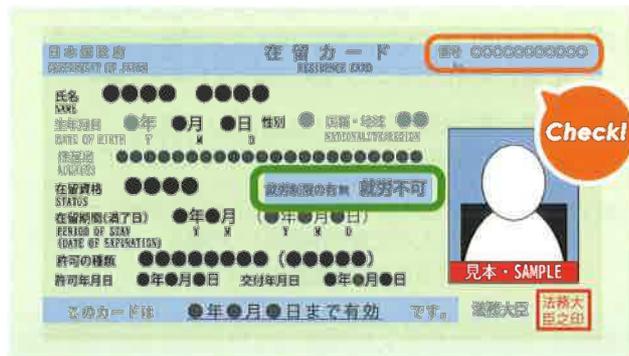
一部就労制限がある場合 ▶ 制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ① 「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ② 「指定書により指定された就労活動のみ可」  
(在留資格「特定活動」)

※②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください

「就労制限なし」の記載がある場合 ▶ 就労内容に制限はありません。

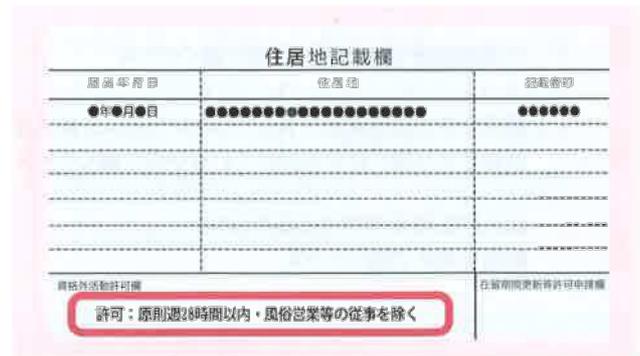
※難民認定申請中の人については、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。



### POINT ② 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

POINT①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ① 「許可 (原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」  
※複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。
- ② 「許可 (「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」  
※地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。
- ③ 「許可 (資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」  
※資格外活動許可書を確認してください。



## Check! 在留カード等の番号が失効していないか確認することができます!

出入国在留管理庁ホームページ上では、在留カード及び特別永住者証明書 (以下「在留カード等」といいます。) の番号の失効情報を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力いただくと、当該番号が失効していないかについて確認することができます。

なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。

昨今、実在する在留カード等の番号を悪用した偽変造在留カード等も存在するため、確認結果にかかわらず、照会ページ下段に掲載されている「在留カード面の券面に施された偽変造防止対策のポイント」についてもご確認ください。偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

▶ 在留カード等番号失効情報照会ページ  
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



POINT

③ 仮放免許可は在留資格ではありません

仮放免許可書を所持している人は、入管法違反の疑いで出入国在留管理庁による退去強制手続中であるか、既に退去強制されることが決定した人で、いずれも本来であれば入管の収容施設に収容されるべきところ、健康上の理由等、様々な事情により、一時的に収容を解かれている人です。

仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」という条件が付されている場合は、就労することができず、許可書にこの条件が記されていない場合には、在留カードを見ながら、左記のポイント①及び②により、就労可能かどうか、よく確認してください。



不法就労者を発見した場合や、雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には、地方出入国在留管理局へ通報したり出頭を促すなどしてください！

入国手続きや在留資格などの外国人の方の採用や雇用に関する各種お問い合わせ

外国人技能実習機構コールセンター

☎ 03-3453-8000 平日 9:00~17:00

申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

▶担当窓口

<https://www.otit.go.jp/contact/>



▶所在地一覧

<https://www.otit.go.jp/map/index.html#chihou>



出入国在留管理庁「外国人在留総合インフォメーション」

☎ 0570-013904 平日 8:30~17:15

※IP電話からは03-5796-7112

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



茨城県警察「FOREIGN LANGUAGE」

<https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/foreign/index.html>



茨城労働局「外国人労働者の労働条件相談コーナー」

[https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/madoguchi-anna/gosoudan\\_naiyou\\_madoguchi/kijun05.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/madoguchi-anna/gosoudan_naiyou_madoguchi/kijun05.html)



茨城県内での就労相談及び生活相談に関する各種助言などのお問い合わせ

茨城県外国人材支援センター

☎ 029-239-3304 平日 9:00~17:00

※土日祝・年末年始除く

<https://ifc.ibaraki.jp>



(公財) 茨城県国際交流協会「外国人相談センター」

☎ 029-244-3811 多言語で相談可

平日 8:30~17:00 ※土日祝・年末年始除く

<https://www.ia-ibaraki.or.jp/kokusai/soudan/center/index.html>



参考資料

生活・就労ガイドブック ~日本で生活する外国人の皆さんへ~

[https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_index.html)



外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

[https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese\\_guideline.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html)



# よくある質問

Q1

留学生をアルバイトとして雇うことは可能ですか？



**A.** 留学生は、資格外活動許可を受けた場合、アルバイトを行うことができます。資格外活動許可を受けている場合は、パスポートに許可証印又は「資格外活動許可書」が交付されています。その場合、1週28時間以内を限度として勤務先や時間帯を特定することなく、包括的な資格外活動許可が与えられます。それを超えた範囲でのアルバイトは認められていませんので、ご注意ください。

Q3

「特定活動」の在留資格の方や「難民認定」を申請中の方を雇用することはできますか？



**A.** 就労できるか否は、法務大臣が個々の外国人に指定するものであり、対象となるかを事前にご確認ください。

Q2

卒業予定の留学生を正社員として採用したいのですが？



**A.** 在留資格を「留学」から就労可能な在留資格へ変更する必要があります。この在留資格変更許可については、地方入国管理局等において、大学等での専攻内容、就職先での職務内容、雇用の安定性・継続性などを総合的に勘案して可否が判断されます。そのため、採用と雇用ができないケースもありますので、事前に雇用が可能かご確認ください。

Q4

日系人は就労に制限がないのですか？



**A.** 必ずしも就労に制限がないわけではありません。入管法において、日系二世、三世については、「日本人の配偶者等」又は「定住者」の在留資格により人国が認められることとなっています。但し、「短期滞在」や「研修」等の在留資格により滞在している場合は就労できませんので、ご注意ください。

## 事業主も処罰の対象となります！！

注意！！

× 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」  
外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

→ 3年以下の懲役・  
300万円以下の罰金

× 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

→ 退去強制の対象

# とちぎ外国人材活用促進協議会

総会・基調講演・交流会

とちぎ外国人材



## 令和5(2023)年6月2日(金)

- 第一部(総会・基調講演)：午後3時～午後5時
- 第二部(交流会)：午後5時～午後7時 ※会費5,000円
- 会場：ホテル東日本宇都宮「大和」(宇都宮市上大曾町492番地1)

### <総会議事>

令和4(2022)年度事業報告について  
令和5(2023)年度事業計画について

**お申込み締切り**  
**5月26日(金) 17時**

### 【お申込み方法】

<手順①> 「とちぎ外国人材活用促進協議会」会員登録済みでない方  
下記URLまたは右記QRコードからご登録をお願いします。その後、手順②にお進みください。  
[https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2273](https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2273)



※ 「とちぎ外国人材活用促進協議会」登録済みの方は手順②にお進みください。



<手順②> 「とちぎ外国人材活用促進協議会」会員登録済みの方  
下記URLまたは左記QRコードからご登録をお願いします。  
[https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=4969](https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4969)

### 【基調講演】

テーマ

## アフターコロナにおける外国人 雇用制度と企業の戦略(仮題)

内容(仮)

- ・外国人雇用に係る制度の紹介
- ・コロナで何が変わったか
- ・外国人雇用事例の紹介について
- ・技能実習制度の見直し検討について 外

講師

**弁護士法人Global HR Strategy**  
**代表社員弁護士 杉田 昌平 氏**

(講師紹介)

弁護士(東京弁護士会)、入管届出済弁護士、社会保険労務士。慶應義塾大学大学院法務研究科特任講師、名古屋大学大学院法学研究科日本法研究教育センター(ベトナム)特任講師、ハノイ法科大学客員研究員、アンダーソン・毛利・友常法律事務所勤務等を経て、現在、弁護士法人Global HR Strategy 代表社員弁護士、独立行政法人国際協力機構国際協力専門員(外国人雇用/労働関係法令及び出入国管理関係法令)、慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所研究員。



●問合せ先/担当者名

栃木県産業労働観光部国際経済課/矢板(やいた)

(宇都宮市埜田1-1-20)

TEL:028-623-2198 FAX:028-623-2199 Mail:kokusai-info@pref.tochigi.lg.jp

# 「とちぎ外国人材活用促進協議会」 会員募集中！！

## ➤ 「とちぎ外国人材活用促進協議会」とは？

栃木県内の企業等による外国人材の円滑な受入れと適切な活用を促進するとともに、外国人材の受入れに伴う諸課題について情報共有を行うため、令和元(2019)年6月に設立いたしました。

## ➤ 会員は誰でもなれるの？

外国人材の適切な活用や受入体制整備等に関心のある栃木県内の企業や事業者、市町、国際交流協会、弁護士、行政書士、教育機関、金融機関等に所属する方であれば、どなたでも会員になれます。



## ➤ 会費は？

無料です。

## ➤ 会員になるメリットは？

定期的なメールマガジンにより、外国人材に関する情報などを随時お知らせするとともに、栃木県のイベント情報をいち早くお知らせいたします。

【イベント情報（例）】外国人材活用促進セミナー、合同企業説明会 等

## ➤ 入会方法は？

栃木県ホームページ（以下アドレス）からお申し込みください。

[https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2273](https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2273)

※アクセス後、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」からご登録ください。



左のQRコードからもご入会いただけます！



### 【問合せ先】

栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号  
栃木県産業労働観光部国際経済課  
(とちぎ外国人材活用促進協議会事務局)

TEL: 028-623-2197

E-mail: kokusai-info@pref.tochigi.lg.jp

長野県内の企業・団体の皆さまの

# 外国人材の受け入れに関する 疑問・質問にお答えします！



日本行政書士会連合会  
公式キャラクター ユキマサくん

たとえば・・・

技能実習生を受け入れるには  
どうすればいいのだろうか・・・

外国人を雇用するとき  
どんなルールが  
あるんだろう・・・

外国人留学生を  
採用するときの  
注意点は？

新型コロナウイルスの  
影響に対する支援策は  
ありますか？

新しい在留資格の  
『特定技能』って  
どんな資格？



こんなときは、まずはお気軽にご相談ください

専門的知識を持った相談員（申請取次行政書士）が対応いたします  
来所相談、電話相談のほか、出張相談も承ります

令和3年1月13日  
開所！

## 長野県外国人材受入企業サポートセンター

電話 026-217-1471 FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp

長野県長野市大字南長野南県町1009-3 長野県行政書士会館内

相談時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

9:00～16:00（事前予約制）

相談無料・秘密厳守



詳しくはこちらから

長野県外国人材受入企業サポートセンターは、長野県行政書士会が長野県の委託を受けて、県内企業・団体の皆さまからの外国人材受け入れに関するご相談に対応するために設置・運営するものです





**FAX 026-217-1472**

**長野県外国人材受入企業サポートセンター  
相談申込書**

FAXでの申し込みは、以下の記入欄にご記入のうえ送信してください。  
申し込み受付後、ご記入いただいた電話番号にご連絡いたします。

事業所名	ふりがな
業種	
所在地	
相談者 部署・氏名	ふりがな
連絡先電話番号	
相談内容	

※ご提出いただいた事業所の情報や相談内容は、法令に定めのある場合や相談者が同意された場合を除き、目的外に利用することや第三者に提供することはありません。

**長野県外国人材受入企業サポートセンター**

〒380-0836

長野市大字南長野南泉町1009-3

電話 026-217-1471

FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp